

# 資産合算制度に関する一考察

安藤元久

(東京局直税務部訟務官室)  
税大研究科第四期生

〔新井隆一先生講評〕 国民の税負担が、その税負担能力に適應したものでなければならぬことは、自明である、といえる。しかし、この税負担能力は、現在の債権債務法の個人を主体とする理論と制度とを基礎とする限り、個人納税者の生活経済事象の必要的消費の側面において把握されなければならないものであるから、その測定については、課税標準確認の対象とする単位を、特定の納税者を中核とするいかなる消費経済の単位に求めるかを決定することが、不可欠の要素である、といわなければならない。現行の所得税法が、これを、すぐれて個人単位において制度としていることは、周知のことである。それゆえ、資産合算の制度は、この個人単位の制度の原則に便乗して、所得の分散を図り、税負担を回避しようとする納税者の行爲を、予防しようとして定められた例外の制度である、と理解され、主張されてきたのである。

しかし、資産合算の制度が、このように、税負担回避の予防措置として認識されている限りでは、それが、税法の理論の体系のなかにおいても、その制度の体系のなかにおいても、大なり小なり不合理な事情をはらむものであることは、夙に指摘されてきたところである。これまで、この不合理な事情を納得させようとする説明や補正しようとする制度の改訂の試みが、なかったわけではない、といえよう。ただ、この国の私法秩序が、個人主義の原則に立脚して構成されていることから、税法の制度と理論とが、制約を受けること

は否定することができないから、そこにはおのずから限界がある、というものであった。

この限界のなかで、特定の個人納税者に係る家族の消費生活実態をとらえ、税負担能力を測定し、立法措置を論ずることは、困難な作業といわなければならない。とりわけ、この家族の消費生活実態を、個人納税者に従属しているものとして理解するか、個人納税者がこれに内包されるものとして認識するかは、実証的にも著しく困難なことと想像されるのである。しかし、それゆえ、論証の段階においては、これらのいずれかを仮説として拠りどころとしない限り、論理を進めることはできないのではないかと、と思われるのである。まずこの点において、この論文は、必ずしも十分な解明をしていないのではないであろうか。家族の構成状況、家族の關係など類型的な説明はしているが、その消費生活実態とのかかわりについては、論証が行きとどいているとはいえない。また、財産から生ずる所得と勤労から生ずる所得とをこの場合の課税対象として区別する必要も、必ずしも説明が周到ではない、といえる。それゆえ、この論文の結論というべき立法論としての合算対象世帯員の範囲、主たる所得者の選択、合算対象所得の範囲などの措置に至るべき論理構成に、この論文の筆者が、すでに予定している結果に急ぐ飛躍があるように思われてならないのである。

しかし、現在の法学は、基礎法学においても、実用法学においても、多様の発展をみせてはいるものの、立法学については、とくにこの国において、いわば未開拓であり、その方法論も、基礎理論も、知らされていない、といっても過言ではないような状況なのである。このような学問的状况のなかで、この論文のような立法論の分野に属するものが、右のような不備や不足をもっていたとしても、それを、この論文の筆者に帰することは酷なことといふべきことかもしれない。

それにしても、この論文が、所得課税における仮説として、「個人主義課税の原則」から「世帯主義課税の原則」へという主張を、前面に押し出し、これを論証することにある程度の成果を展示していることは、主張への肯否は別として、この問題の今後の研究を促進する役割を演じているものとして、また、その問題についての基礎的な研究業績として、評価されてしかるべきものであろう。「早

## 目次

### 第一章 序 説

#### 第一 資産合算制度の概要

##### 一 所得税法における課税単位

##### 二 資産合算制度の沿革

##### 三 資産合算制度の内容

#### 第二 問題の提起

### 第二章 課税単位

#### 第一 課税単位の概要

#### 第二 税負担の公平

#### 第三 個人単位課税における所得の分散

##### 一 概 要

##### 二 実質所得者課税の原則の意義

##### 三 実質所得者課税の原則の適用の限界

### 第三章 世帯単位課税

#### 第一 シャーアップ勧告以前の税制

#### 資産合算制度に関する一考察

資産合算制度に関する一考察

第二 広い範囲の世帯単位課税の批判

第三 家族の実態

一 家族の概要

二 家族の構成状況

第四 課税単位としての家族

一 夫と妻の関係

二 父母と子の関係

三 その他の親族との関係

第四章 世帯単位課税の対象としての所得

第一 概 要

第二 財産から生ずる所得

第三 勤労から生ずる所得

第四 その他の所得

第五章 資産合算制度について具体的考察

第一 概 要

第二 合算対象世帯員の範囲

第三 主たる所得者の選択

第四 合算対象所得の範囲

# 第一章 序 説

## 第一 資産合算制度の概要

### 一、所得税法における課税単位

現行の所得税法では、課税単位として個人を対象にすることを建前とし、個人に対してその個人のか得した所得に基づいて所得税を課税することとなっている。したがって、通常個人（納税義務者）は、その年の一年間にか得した所得金額を課税標準として所得税が課税されるのであって、たとえその個人と同居する親族等に所得があつたとしても、その同居する親族等の所得金額を個人の所得金額に合算して課税されるのではない。同居する親族等は、各々個人として独立しているとして、その親族等のか得した所得を、その親族等個人の所得として所得税が課税される。これが、現行の所得税法における課税単位としての建前である。

しかし、現行の所得税法が個人を課税単位とする建前になつていても、個人が必ずしも個人として生活を営んでいるのではなく、社会的には通常個人が世帯（家族）を形成し、世帯のなかの個人として生活を営んでいるという事実を、所得税法が無視することはできない。このことは、現行の所得税法のもとにおいて、まず、扶養控除、配偶者控除の制度がある。（注一）これらは、課税単位を個人としているのではなく、既に個人の生活単位（消費単位）としての世帯に注目し、世帯の状況による担税力の差異を考慮した結果の制度であると解される。

さらに、親族が事業から受ける対価についての特例がある。この親族等の労働の対価を必要経費として認めていないのは、結局、個人経営の事業の実態が個人によって営まれているというよりは、むしろ世帯全体によって営まれていることに注目した結果である。そのなかにあつて、専従者控除の制度が青色申告制度の普及を奨励することを契機として設けられ、その後、個人事業と法

人企業との税負担の調整および青色申告者と白色申告者との税負担の調整などを考慮して改正されながら設けられている。(注二)

そのほかに、一定範囲の親族の資産所得を主たる所得者の所得に合算して税額を計算する資産所得の合算課税制度(以下、「資産合算制度」という。)がある。

## 二、資産合算制度の沿革

現行の資産合算制度は、昭和三年の税制改正により、税額計算の特例として新たにとり入れられた。

このような制度が税法上設けられたのは、昭和三年の税制改正が始めてではなく、既に昭和二五年のシャープ勧告に基づく税制改正(注三)において、資産所得の合算課税が行なわれていた。すなわち、この税制改正では税制を大幅に改正して、これまでの同居親族の所得を生計の主宰者に合算する世帯単位の課税方式(注四)を廃止して、現行のような原則として個人を課税単位とする課税方式がとり入れられたのである。しかし、この場合においても、なお一定範囲の親族の資産所得と扶養親族の所得については、生計の主宰者に合算する課税制度が残されていた。(注五)(注六)

シャープ勧告では、扶養親族の所得については、税負担の公平の見地から、「扶養控除が行なわれる場合には、扶養親族と主張されている者の所得は納税者の所得に合算しなくてはならぬ措置を講じておくのは適當である。」(注七)とし、また資産所得については、資産の分散による税負担の軽減を防止する見地から、「個人申告制にある程度の制限を設けておかないと、要領のよい納税者は配偶者または子供に財産およびこれらから生ずる所得を譲渡することによって税負担を軽減しようとする……。納税者と同居する配偶者および未成年者の資産所得はいかなる場合にも納税者の申告書に記載させ、合算して課税することによって、この種の問題は避けられるのであるが、これは個人申告の原則を大して犠牲にするものとはいえない。」(注八)と合算課税を消極的に容認している。

しかし、この一定範囲の親族の資産所得および扶養親族の所得についての合算課税制度は、その後継続して適用されたのではなく、早くも昭和二六年の税制改正のとき、税制の簡素化を図る趣旨から廃止されたのである。これが廃止された理由は、当時、①わ

が国の経済が戦後の回復期にあり、国民所得は低く、かつ、資産所得といつても大してみるべきものがなかったこと、②申告納税制度が納税者によって真に理解されなく、特定の所得について合算課税を行なうことが、税制を複雑にし制度上得策でなかったこと、さらに③実施上この制度の適用を受ける納税者が少なくその効果が乏しいこと(注九)などである。

このように一度廃止された資産合算制度が、再び昭和三二年の税制改正によって復活されたのである。それは、昭和二五年当時と比較して、①その後わが国の経済は著しく成長し、国民所得も大幅に増加したこと、②特に資産所得については、全所得のうちを占める割合が著しく大きくなり、かつ、高額な資産所得者が発生したこと、③高額の所得者について、その配偶者や子が資産所得を有する場合が多いことなどから、資産所得について、単に税制上の簡素化という観点から課税上の不合理を見逃すことはできず、何らかの措置をとらざるを得なくなつたのである。昭和三一年一月臨時税制調査会では「資産所得については、世帯を課税の単位とする方が生活の実態に即した課税となると考える。このような課税を行なえば、資産の名義の分割等、表面上の仮装によって不当に所得税が軽減されることを防ぐこともできよう。」(注一〇)と、担税力に応じた公平な税負担を重視し、資産合算制度を答申した。その答申に基づいて昭和三二年の税制改正により資産合算制度が設けられた。その後、昭和四〇年の所得税法の全面改正の際に、この制度に係る諸規定が若干改正されて(注一一)、現行では、所得税法第四章「税額の計算の特例」のなかの第一節「世帯員が資産所得を有する場合の税額計算の特例」として、第九六条から第一〇一条までの条文によって規定されている。

### 三、資産合算制度の内容

この制度は、生計を一にする親族(注一二)のうちに、資産所得——利子所得(注一三)、配当所得(注一四)および不動産所得(以下、これらの所得を「資産所得」という。——)をか得している者がいる場合には、それらの親族のうちで資産所得以外の所得がもっとも多い者(以下、「主たる所得者」という。)が、その他の親族(以下、「合算対象世帯員」という。)のか得した資産所得を有するものとみなして、所得税額を計算する制度である。この制度は、生計を一にする親族のすべてのものに適用されるのでなく、

主たる所得者の総所得金額に、合算対象世帯員の資産所得の金額を合算した合計額（相当な雑損の金額および医療費の金額を控除する。）が三〇〇万円（注一五）をこえるときにのみ適用される。その税額の計算は、合算対象世帯員の所得を主たる所得者の所得として合算した合計額に対して一般の税率を適用して税額を算出し、その算出された税額を、主たる所得者および合算対象世帯員の各人の所得の金額に応じてあん分する。そのあん分した税額が各個人の税額となる。

したがって、資産合算制度において合算対象世帯員は、自己の所得が主たる所得者の所得に税額計算上合算されるので、現行の累進税率の構造のもとでは、高い税率の適用を受けて、多額の税を負担することになる。しかしながら、合算対象世帯員の資産所得が、税額の計算上主たる所得者の所得であるのみならず、その資産所得が合算対象世帯員に帰属する所得であることを税法が否定するものではない。また、それらの資産所得は、手続上合算対象世帯員のか得した所得として申告され、かつ、それに対応する税額（税額は多くなっているが）は、合算対象世帯員の負担する税額として納税される。

この点から、この制度は、税額計算上の特例である。

## 第二 問題の提起

資産合算制度は、現行の所得税法が個人単位課税を建前としているなかで、税額計算の特例として昭和三二年の税制改正により創設されて以来、既に十余年を経過している。特に、最近国民経済の発展と共に、総所得のなかに占める資産所得の割合が年々増加の傾向にあり、この制度の果す役割が一層重要となっている。

このような状況のもとにあって、資産合算制度について次のような疑問や意見が提起されている。

(一) なぜ資産所得についてのみ、合算課税が行なわれるのであろうか、という素朴な疑問である。

まず、個人単位課税のもとにおいては、所得を分散することにより税負担の軽減が可能である。資産所得については、その性質



上所得を分散することが容易であるので、その結果によって税負担に著しい差異が生じることになる。これが課税の公平を阻害することはいうまでもない。したがって、資産所得について合算課税をすることは、その発生の根源である財産の名義分散による税負担の軽減を防止するという機能がある。

もし、この機能を果す制度であるとするならば、所得の分散に関係がない、いわゆる妻の持参金から生ずる資産所得、または相続により取得した財産から生ずる資産所得について合算課税をすることは、この制度の趣旨に反し、不合理ではないであろうか。

この点、資産合算制度について、し意的な資産所得の名義分散に備えるものであるというのではなく、より根本的に、資産所得については、通常その名義にあまり関係なく、生計の主宰者の意思によって管理処分されている状況に着目し、さらに生活の実態である世帯単位によって担税力を測定し、かつ、課税することに適した性格を有するものである、という意見がある。そのような意見が妥当するであろうか。

このように、資産合算制度を考えるならば、資産所得についてのみ世帯単位の課税が適し、資産所得以外の所得については、なぜ個人単位の課税が適するであろうか。この二つの所得の間における課税方法の差異に比適する程に、果して、二つの所得の間には、所得としての質的な差異を認める合理的な根拠があるであろうか。

さらに、担税力の測定の単位として、本来個人単位よりも、生活の実態である世帯単位の方が適するのではないか。

その意味からして、合算課税の対象とする所得を、資産所得に限定することではなく、むしろ資産所得以外の所得を含む全面的な合算課税を志向するのが、より合理的ではないのではなからうか。

しかし、この世帯単位の合算課税について理論的な根拠があるとしても、実際面において、たとえば、夫婦共かせぎの場合に、その夫婦の給与所得について適用したとき、その夫婦の世帯には一般の世帯に比較して特別の出費が必要となるのが通常であるから、それらの夫婦の給与所得について単純な合算課税が合理的であるか、疑問とされよう。

また、勤労所得について、その性質上同一の世帯内であっても、取得者にはそれを管理処分する意識が強く、資産所得に比較して各所得を各取得者ごとに分散する傾向にあるのではなからうか。

(二) なぜ合算対象親族を、生計を一にする夫と妻、父母とその子、または祖父母とその孫という範囲に限定しているのであろうか。

これは、生活の単位としてもっとも緊密な生活共同体である父母と生計的に独立することができない子女等に注目した結果であろう。

このように、合算対象親族の範囲を限定したことに對して、資産合算制度の趣旨が資産所得の名義分散による税負担の軽減を防止することにあるとすらなければ、この範囲は狭ま過ぎるのではないか。むしろ、生計を一にする親族のすべてに及ぼすように合算対象親族の範囲を拡大する必要が生じてくるのであろう。

また、資産所得について世帯単位に合算課税することが担税力に即しているとすれば、生活の実態としての世帯には広い範囲の親族が生計を共にしている事実から、合算対象親族の範囲を現行よりさらに広い範囲に拡大することが考えられる。しかし、生計を一にする親族であるとしても、たとえば、幾組の夫婦が同居しているとき、また、独立した職業を有し、かつ、相当の収入を得ている子・孫である場合には、この家族の内部における親族相互間の結合の状況におのずから著しい差異があり、これらの家族は、実質的には幾組かの家族から成っていると云えるのではないのであろうか。これを無視して、生活を共にしているという事実から、直ちにすべての親族を同一の合算対象親族として取扱うことは、実態に適合した制度とはいえないのではなからうか。

(三) 主たる所得者の決定については、資産所得以外の所得金額を基準にしている。したがって、親族間相互の所得の金額が年々ともに変化することにより、主たる所得者となる者が年々変化することになる。通常では、夫であるが、あるときには妻に、また極端な場合には子等が主たる所得者に該当する場合がある。このように所得の金額の変化によって、主たる所得者に該当する者が変化することは、社会的な見地から妥当するのであろうか。

また、この制度の意図が資産所得の名義分散による税負担の軽減を防止するのであるならば、主たる所得者には、資産所得を分散した者を該当させることが妥当するのではないであろうか。

さらに、この制度が、担税力に即応した世帯単位課税であるとするならば、主たる所得者は、その生計を一にする親族のなかにあって、生計を主宰する者が妥当するのであろうが、その生計を主宰している基準が問題となる。これは、主たる所得者を親族のなかのいつれの者にするかにより、その結果としての親族全体の税負担が異ってくるからである。したがって、主たる所得者の判定基準については、できるだけ意的な選択行為が介在しない基準でなければならぬ。

以上のように資産合算制度に関して多くの意見や疑問があるが、これらの意見や疑問に対して個々に検討することによって、真に解決の道を見出すことは難しく、より根本的に、この制度のあり方、すなわち、所得税制における基礎的な問題である課税単位について検討しなければならない。

以下、本稿において、これらの問題について、次の構成によって検討することとする。

まず、第二章において課税単位の問題を概観し、課税単位として個人単位と世帯単位があるが、所得税制としては、所得をか得する個人の生活の実態に即応して課税することが担税力に合致した税制となるという観点から、個人単位の課税における生活単位の構成上の相違による税負担の差異、および生活単位内における所得の分散による税負担の軽減の問題を検討する。

第三章では、世帯単位の課税について、まずわが国における沿革を概観し、シシャウブ勧告以前において適用されていた広い範囲の世帯が、現代の税制における課税単位として妥当するのであろうか。したがって、現代における家族の実態について社会的に検討して一般的な家族の構成状況を説明し、さらに課税単位の対象としての家族を明確にする。

第四章においては、世帯単位の課税に当たって、所得の性格からしてその合算課税に妥当するかどうかについて、①財産から生ずる所得、②勤労から生ずる所得、③その他の所得について検討する。

特に、勤労から生ずる所得について、給与所得と農業・事業からの所得との税負担の不均衡の問題をもあわせて検討し、それに對する措置を説明する。

最後に、第五章においては、以上の検討の結果を基礎として現行における資産合算制度の諸規定のうち、おもなる規定である①合算対象世帯員の範囲、②主たる所得者の選定、③合算対象所得の範囲などの規定について具体的に考察し若干の問題点を提起する。

〔注一〕 扶養控除、配偶者控除等の人的控除の機能としては、①家族の構成内容および規模による担税能力の差異を考慮すること、②最低生活水準の維持に必要な所得に課税しないこと、③納税義務者の総数を一定限度以内に押えること、④控除額に對応する所得について適用税率が〇%であることから、低額所得者層の実効税率になだらかな累進性をもたせることなどである。

〔注二〕 専従者控除の制度の沿革については、シャープ勧告以前においては、同居親族間の所得が合算課税であったので、家族労働報酬を支払う実益が余りなかったし、また、当時の家族制度のもとでは、家族労働報酬の支払いの慣行がなかったので、現行のような規定がなかった。

昭和二五年シャープ勧告に基づく税制改正によって、原則として個人単位課税に移行したことに伴い、世帯の内部において家族労働報酬がし意的に支払われ、所得の分散が行なわれることを防止する措置として、家族労働報酬を必要経費として認めない規定が設けられた。

昭和二七年の税制改正によって、青色申告制度の普及を奨励する見地から、青色申告者に対して、満一八歳以上の配偶者以外の親族について専従者控除が認められた。

昭和二八年の税制改正によって、親族の年令が満一五歳に引き下げられた。

昭和二九年の税制改正によって、配偶者が専従者の範囲に加えられた。

昭和三六年の税制改正によって、青色申告者と白色申告者との税負担の調整の見地から、白色申告者について新たに専従者控除が認められた。

昭和四二年の税制改正によって、法人企業との税負担の調整の見地から、青色申告者に対して、専従者控除の限度額の枠を撤廃し、いわゆる完全給与制が認められた。

〔注三〕 昭和二五年の税制改正とシャープ勧告との関係について、国会（第七回）において次のとおり述べられている。

「さきに公表を見たシャープ税制使節団の勧告は、御承知の通り、税制全般にわたる画期的な改正を提案いたしておるのでありまして、政府といたしましては、概ねシャープ勧告の基本原則に即応し、さらにわが国現下の財政経済諸事情に適合するよう、これに適切と認められる調整を加えて、現行税制の全般にわたり改正を行なわんとするものであります。」

（大蔵省主税局「昭和二五年度以降の税制改正の概要」昭和三一年四月、二一ページ）

〔注四〕 昭和二三年八月所得税法第一三条（税率）の第三項（税額の按分計算）による。「第一項（税率の適用）の場合において、同居親族の課税所得金額は、これを合算し、その総額に対し税率を適用して計算した金額（省略）」を、各々その課税所得金額に按分して、各々その税額を定める。」

また、第一五条（所得金額二二万円以下の者に対する税額表）の第二項（税額の按分計算）による。条文は、第一三条の第三項と同趣旨であるので省略する。

〔注五〕 昭和二五年八月所得税法第一三条の二（同居親族の資産所得の合算及び税額の按分計算）による。

生計を一にする親族で左の各号に掲げるものうち総所得金額から利子所得、配当所得及び不動産所得（以下、「資産所得」という。）を控除した金額が最も大である者（以下、「主たる所得者」という。）以外の者が資産所得（省略）を有する場合において、当該資産所得の金額から第一一条の三乃至第一一条の六の規定により控除す金額（省略）を控除した金額を主たる所得者の総所得金額から第一一条の三乃至第一一条の六の規定による控除をなした金額（省略）に合算し、その合算金額について、前二条（第一二条基礎控除、第一三条税率）、第一四条（変動所得の平均課税）及び第一四条の二（変動所得のある場合の二年目以後の平均課税）の規定を適用して計算した税額を、当該税額の計算の基礎となった各人の課税総所得金額（省略）に按分して各人の税額を定める。

一 夫と妻

二 父母と未成年の子（省略）

三 祖父母と未成年の孫（省略）

〔注六〕 当時の資産合算制度と現行の資産合算制度との主なる相違点について、

資産合算制度に関する一考察

① 合算課税を行なう範囲について、後者では合算総所得金額の制限（三〇〇万円）が設けられているが、前者では所得金額による制限はない。

② 合算親族である子および孫について、前者では未成者に範囲を限定しているが、後者では年令に代えて、一定金額の所得を基準として範囲を限定している。

〔注七〕 大蔵省主税局編「シャープ使節団日本税制報告書」大蔵財務協会、一一三ページ

〔注八〕 シャープ使節団日本税制報告書、前掲一一三ページ

〔注九〕 昭和二五年分の確定申告の人員四、二八六、一四一人のうち、資産所得および扶養親族の所得について合算課税を受けた人員は一四、一四一人（〇・三％）である。

（国税庁「第七六回統計年報書」二二二ページ）

〔注一〇〕 臨時税制調査会「最近の諸情勢に即応すべき税制改正の方策に関する諮問に対する答申」二〇八ページ～二二二ページ

〔注一一〕 昭和四〇年の税制改正における主なる改正点は、次のとおりである。

① この特例の適用除外の制限金額が、二〇〇万円から三〇〇万円に引き上げられた。

② 調整控除の制度が廃止された。

〔注一二〕 親族とは、次のものである。

① 夫と妻

② 父または母とその子（子について、その父または母のいずれか一方の配偶者または配偶者であった者と親子の関係がないものを含む。）

③ 祖父または祖母とその孫（孫について、その父または母と生計を一にするものを除く。）

なお、子または孫について、配偶者または子を有する者、資産所得以外の所得の合計金額が一〇万円をこえる者を含まない。

〔注一三〕 利子所得について、現行では租税特別措置法第三条により、総所得金額から分離して課税されるので、資産所得であるが合算対象所得から除かれ、実質上この制度の適用を受けないことになっている。

〔注一四〕 配当所得について、現行では租税特別措置法第八条の二により、証券投資信託の収益の分配金が総所得金額から分離し

## 第二章 課税単位

### 第一 課税単位の概要

て課税されるので、注一三と同様に、実質上この制度の適用を受けないことになっている。

また、同法第八条の三により配当所得のうち源泉分離課税を選択した配当所得、および同法第八条の四により確定申告をしないことを選択した配当所得については、総所得金額から分離して課税されるので、注一三同様に、実質上この制度の適用を受けないことになっている。

〔注一五〕 昭和四五年の税制改正によって、昭和四五年分から五〇〇万円である。

資産合算制度は、税法上税額計算の特例の一方方法であり、それは、合算対象世帯員のか得した資産所得が主たる所得者の所得とみなされて主たる所得者の総所得金額に合算され、その合算された所得金額に累進税率を適用して税額が計算される。したがって、税の負担としては、世帯を単位とした課税方式の場合と同一の効果を帰たすことになる。

このように、所得税の負担を一定の範囲の親族（世帯）が一体となって負担するということは、課税単位の問題であるといえる。課税単位の問題とは、所得税の課税に当たって、その担税力を測定する単位を、どのようには握すべきであるか、の問題である。課税単位に対する考え方には、大別すると、

- ① 所得をか得するのは個人であることに着目して、個人ごとに担税力を測定する考え方
- ② 個人といえども世帯を形成して生活していることに着目し、複数の者によってか得された所得であっても、それらの者が消費生活の全部または一部を共同にしているので、所得を消費する世帯ごとに担税力を測定する考え方

資産合算制度に関する一考察

などである。

前者が個人単位による課税方式であり、後者が世帯単位による課税方式である。この世帯単位による課税方式については、さらに①夫婦を世帯の単位とする考え方(注一)、②これよりも広い範囲の親族を世帯の単位とする考え方(注二)がある。

まず、個人単位の課税方式では、消費生活を共にする世帯のなかにおいて所得をか得する個人が二人以上いるとしても、所得税法上各個人がか得した所得を各個人に帰属せしめ、かつ、各個人が独立したものととして税を負担することを予定している。これは、所得をか得するという事象を中心としての認識であり、各個人がそのか得した所得をどのように消費するかという事象を考慮しない認識方法であるといえる。

これに対して、世帯単位の課税方式では、世帯のなかにおいて所得をか得する個人が二人以上いるときには、それらの個人のか得した所得は消費という行為を通じて世帯に帰属するので、世帯を単位としてそれらの個人のか得した所得の合計額をもって、所得税を負担することを予定している。これは、所得をか得するという事象によるのではなく、個人のか得した所得が消費されて行く事象に重点を置いた認識方法であるといえる。

このように、課税単位として二つの課税方式があるが、現実の立法例としては、このほかにこの両者の課税方式を折衷して、たとえば、原則として個人単位の課税方式でありながら、所得の性質に応じてある所得について部分的に世帯単位の課税方式を併用するもの(注三)がある。

わが国の現行の所得税制も、個人単位の課税を建前としながら、税額計算の特例として資産合算制度があることから、ある意味では、課税単位として折衷方式であるといえることができる。

## 第二 税負担の公平



課税単位には、個人単位と世帯単位という対立した単位があることについては先に述べたとおりである。

この個人単位の課税について、昭和三十一年一二月の税制調査会の答申では、

「① 一つの世帯に一人の所得者がある場合と、二人以上の所得者がある場合とでは、その世帯の所得の総額が同額であっても、累進税率の構造上、所得税の負担総額は、後者の方が前者より小額となる。しかし、担税力という見地から見ると、後者の負担が軽すぎると認められる場合が多い。

② 現行の個人単位の所得税制では、実体が同じでも法的構成を変え、所得者を多数とすることによって、合法的に所得税負担を軽くすることができるという不合理がある。」(注四)

と、担税力に応じて所得税を負担する見地から、問題点を指摘している。

これらの問題点の②については、課税上の不公平の問題であり、それには実質課税の原則の適用の問題が関係してくるので、項を改めて第三の項で検討する。

本項では、①の税負担の問題を検討する。

元来、所得税の課税単位を個人とするかあるいは、消費生活の単位である世帯とするかという問題は、所得税制の基本に関する問題である。

課税単位として個人単位か世帯単位かを選択する基準となるものは、理論的には税負担の公平によらなければならない。(注五) 租税が公平に負担されなければならないことは、国民の要求するところであり、また、これが税制の基本的な理念であることは、論をまたないであろう。(注六)

では、何が税負担の公平であるかについて、その具体的な内容には争いのあるところである。

今日、税負担の公平は、担税力に合致した課税によって達成されるということができ、この租税力をもつようには握るかに

つては、課税単位の問題に回帰することになる。

この担税力とは、租税を支払うことのできる各人の能力である。これは、各人が有する資源のうち、租税として国に移転することのできる能力であるといえる。この各人の有する資源の対象としては、資産や消費や所得などがあるが、所得税法が課税標準として所得を対象としていることから、支払能力は、各人の有する所得の多寡によって表わされる。

この所得をか得するのは個人であることから、その支払能力の測定単位を個人に求めると、いわゆる個人単位の課税が税負担の公平に合致することとなる。

しかし、これに対して、ウィリアム・ウィッカーが、課税合算単位論において、

「ある納税単位が、他のものより大きな課税標準を持っていくという事実だけでは、それをより高い税率で課税すべきだということにはならない。支払能力は、単なる課税標準額に依存するのではなく、納税者の必要との関係に依存するのである。したがって、公平な累進税においては、各種の納税単位の必要の大小を考慮にいれなければならない」とし、「各人は、その一生の中の種々の時に、他の人々と種々な方法で結合するから、各自の別々の利害関係や経済事情は、大なり小なり混合されてくる。特に家族がそうである。その結果、各人を課税上独立の単位とすることは、可能でもないし、望ましいとさえもいえない。」(注七)と、個人単位の課税を批判している。

所得をか得しているのは個人であるといっても、通常、個人は世帯を形成して生活を営んでいるのであるから、支払能力は、その世帯を維持するために必要な生計等を考慮しなければならない。

また、世帯には、常に一人の所得者であるとは限られず、実際上には、二人以上の所得者がある場合が少なくない。この二人以上の所得者が各々個人として独立して所得をか得するのであるが、ひと度か得された後において所得は、通常それが世帯のなかでたくわえられ、かつ、世帯の生活の維持のために消費されるのである。この点、世帯のなかの二人以上の所得者は、その世帯の維持のた

め一体として機能をしている。

したがって、税制調査会の答申において、「夫婦の共同体にあっては、おのおの消費ないし生活水準は、夫婦のうちのいずれが所得を得たかということではなく、全体の所得水準と各人の必要によって決められるのが普通であり、税制上これを、担税力を求める最少の単位と認めることは、むしろ自然の考え方と思われる。」(注八)と、税負担の公平および夫婦の生活実感の見地から世帯単位の課税の合理性を説いている。

このように税負担の公平としては、所得をか得する個人に担税力を求めるのではなく、個人が形成している生活単位としての世帯に担税力を求めることが、生活の実態に即応したより妥当な課税単位であるといえる。

### 第三 個人単位課税における所得の分散

#### 一 概 要

個人単位の課税とは、所得税を負担する単位として所得をか得する個人を対象にして課税する方法である。この制度が現行の所得税法の建前であり、かつ、戦後シャープ勧告に基づいて、それまでの世帯単位の課税に代って採用されたことは、既に述べたとおりである。

所得税の課税単位として、個人が対象とされることは、所得税が課税標準の対象としているものが所得であり、その所得が個人によってか得されている事象、および、その所得に対する法的な権利が、所得をか得した個人に帰属することになっている事実からである。また、これが、現行の私法秩序に適応した制度であるともいえる。すなわち、民法では夫婦の財産関係について別産制を原則とし、(注九)「夫婦の一方が婚姻前から有する財産および婚姻中自らの名で得た財産は、その特有財産とする」(民法第七六二条)と財産に対する各自の所有権を認めている。

しかし、この個人単位の課税においては、既に述べたとおり、所得を分散することによって税負担の軽減を図ることが可能となっている。すなわち、累進税率構造のもとでは、所得を分散することにより、その結果として、税額が少なくなる。

所得の分散による税負担の軽減の可能性について、「法の定める課税要件は、各種の私的経済活動または事実を定型したものであり、かかる活動または事実が私法の規定によって規律されているのであるが、私的自治の原則、契約自由の原則を基調とする私法の世界において、当事者は一定の経済目的を達成し、経済的效果を実現しようとする場合、いかなる法形式を用いるかについて選択の余地を有する」(注一〇)からであり、特に、この所得の分散を世帯のなかで行なうことは、世帯員相互間における特性から容易である。

また、この世帯のなかにおいて、所得の分散が容易であるとしても、現行の所得税法上、単に所得自体を譲渡することだけでは実現できないのであり、そのためには、所得の発生源である財産の譲渡が行なわれなければならない。この点、勤労所得について分散が不可能であるから、「財産所有者は、主に勤労所得を得ている人々に与えられない節税の機会をもつこととなる」(注一一)と、R・グードが述べているように、所得の発生過程における差異、すなわち勤労を源泉とする所得であるか、財産を源泉とする所得であるかによって、所得の分散が可能となることは、課税の公平を著しく害するものである。

この節税の機会を利用して財産所得者が財産の名義を家族構成員に変更する場合に対処して、現行の所得税法では形式的な名義によることなく、実質に即して課税するという実質所得者課税の原則に係る規定を設けて課税の公平の維持を保持しようとしている。

## 二 実質所得者課税の原則の意義

財産の所有者が、私法または公法上のいろいろな形式や方法等を利用して、財産の名義を家族構成員に変更し所得を分散する行為に対して、その財産から生ずる所得の帰属について実質所得者課税の原則が適用される。

すなわち所得税法第一二条「資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享

受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、この法律の規定を適用する」によって、所得の帰属が名義によらずに実質に即して判定されることになる。(注一二)(注一三)

この規定について、文理解釈上、二通りの解釈が可能であり、この結果から実質所得者課税の原則について二つの考え方があられる。その一つは、「法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって」の文言から、「課税物件の法律上の帰属につき、その外觀(形式)と実質とが相違している場合には、実質に即して帰属をきめるべきである」という趣旨に、これらの規定を理解する立場である。(注一四)(注一五)

第二は「その収益を享受せず」という文言から、「法律上の帰属と経済上の帰属が相違する場合には、経済上の帰属に即して課税物件の帰属を決定すべきことを一般的に定めていると解する立場である」。(注一六)

これらの見解について、金子教授はこの規定を「法律上の帰属に関する実質主義を採用したものであり、法律上の帰属の判定に当っては、『収益の享受』を重視すべきことを明らかにした規定であると解するのが妥当である」と、第一の見解を述べている。

国税庁では、「資産または事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が、その収益を享受しないで、その者以外の者が当該収益を享受する」場合の事例として「①会社が商法その他の法令の規定により自己の株式を所有することができないため重役等の名義で所有し配当金を取得している場合、②登記その他一般に行なわれる財産移転の手續未済の土地、家屋等から生ずる収益を取得している場合、③仮装売買の売主が当該売却したことを仮装した財産から生ずる収益を取得している場合、④他人名義で事業を行なっている者が当該事業から生ずる収益を取得している場合」(注一七)を掲げている。これらのことから、財産または事業の名義人が、単なる名義人であって実質の財産権者または事業者でない場合を想定している。逆にいえば、財産または事業の名義人が実質の財産権者または事業者と一致している場合には、その収益を享受しているか否かは問題としない。(注一八)

したがって、「資産所得の場合には勿論事業所得の場合にも、所得の帰属とその所得を生み出す直接原因となった財産(たな卸資産

等)などの所有者とは同一人であるということ、つまり税法上の所得者と私法秩序との間の食い違いはないという見解を一般的にはとっているものと考える」(注一九)のが、第一の考え方である。

これに対して、第二の考え方をする判決がある。

それは、大津地裁の判決である。(注二〇)その判決では、「納税者の老母(六〇歳)または未成年者の長男(一四歳)の所有名義になつている家屋——名義だけでなく、法律上の権利者もこれらの者であると認められる者——の賃貸料収益について、納税者が一家の生計の主宰者であり、老母および未成年者の長男を扶養しているときに、右収益が納税者に帰属するもの」として、課税を支持している。(注二一)

これについて、納税者が、最初は賃貸料収益を自ら自己の所得であると申告した特殊な事情があるが、判決では納税者がその不動産の所有者ではないが、現実はその賃貸料収益を收受し、かつ、それらをコントロールしているのが生計を主宰している納税者であることから、納税義務を認めたのであると解される。これは、第二の考え方である経済的な帰属に即した実質主義の見解をとつたものである。

この判決の事例について、第一の考え方から課税関係をみるならば、原則としてその家屋の所有者がその収益に対する権利者であるから、賃貸料収益は、その家屋の名義人であり、かつ、実質上の権利者である老母および長男に帰属し、課税されることになる。これに類似した事例でありながら、全く反対の結論を判示した判決がある。

それは鳥取地裁の判決である。(注二二)判決では、「納税者は、妻名義の建物——建物の取得の経緯等から立証された——であったが、その建物の譲渡による所得税を納税者自らの名義で申告したが、その後、納税者は別の所得について更正処分を受けたのに対して、自ら申告した譲渡所得について妻の所得であると申立てた。この建物は本来名義も実質も妻のものであるから、本来妻の名義で申告すべきものを、納税者の名義で申告したのは、通常あり得る誤認によるもので、妻の譲渡所得として課税すべきである。」

と判示している。(注三三)

これは、建物の権利者が名義も実質も妻であるから、その譲渡所得は妻に帰属すると、第一の考え方に基づいている。

以上のように、判例としては両方の見解があるが、大津地裁の判決のように、税法が私法秩序を全く無視することは、なお問題があるといわざるをえない。

周知のとおり、元本(家屋)から生ずる果実(賃貸料収益)は、特段の事情(注二四)のない限り、通常元本の所有者に帰属するものとするのが、我が国の私法秩序である。それを税法が全く無視して、実際の所得を享受する者に所得の帰属を認めて課税することは、そもそも「納税義務は、各種の私法上の取引から生じてくるのであるが、それらの私法上の取引は一次的には私法によって規律されている」(注二五)ことからして、行き過ぎではないであろうか。

したがって、実質所得者課税の原則の適用にあたっては、「所得の帰属者と目されるものが、外見上の単なる名義人にして、その経済的利益を実質的終局的に取得しない場合において、当該名義人に課税することは、収益のない人に対して不当に租税を負担せしめる反面、実質的な所得者をして不当にその負担を免がれしめる不公平な結果を招来するのみならず、租税徴収の実効を確保し得ない結果をきたすおそれがあるから、かかる場合においては、所得の帰属は外形的名義にこだわることなく、その経済的利益の実質的享受者をもって所得税法上の所得の帰属者として租税を負担せしむべきである。」と判決(注二六)で述べられているように、税負担の公平の維持という税法の根本理念の実現のために、この規定が解釈、適用されなければならない。

### 三 実質所得者課税の原則の適用の限界

この原則を適用し、所得の帰属を判定するに当たって、まず「事実上の帰属関係が、多くの場合何らかの形で法律上の権利関係によって裏付けられているものという」ことであり、また、そうでなければ通常所得の帰属を肯定し得るほどの安定した経済価値の動きも容認し難いものとみられる」(注二七)と述べられているように、法律上の権利関係が、まず究明されなければならない。しか

し、一般的な経済社会においては、この法律上の権利関係を説明することが容易にできるが、ひと度、家族内の経済単位に入り、家族構成員相互の間における法律上の権利関係になった場合には、その説明が非常に困難となる。

すなわち、家族内の各構成員は協同体として存在し、「その内部では、個人は独立の固有の支配利益をもたず、協同体内の生活は全面的に協同体によっては握られている。したがって、そこでは、独立な個人の対抗関係は存在の余地がなく、個人の地位は協同体の全体の調和の中に吸収される」(注二八)のであるから、各個人の権利や利益を主張することがなく、家族内における各構成員には、法律上の権利関係が存在しない場合が多いといえよう。

たとえば、生計を一にする家族内において株式を所有している場合、または、家族が協同で事業に従事している場合には、一体その家族のなかでだれが収益を享受しているのか判定に苦しむ事態が生じる。なぜならば、生計を一にする家族の内部では、名義等に余り関係がなく、主として家計の主宰者がその家族の収益を管理処分するという状況が一般的にみられる事例であり、これによって家族の内部において余り不都合が起らないのが通例である。

これに対して、株式等の家族の内部における所得の分散については、理論的に、その取得の経緯または資金関係等から実質の所得者を説明することができるが、實際上取得の経緯等は単純でなく、複雑な経緯を経ている場合が多く、個々の事例について具体的に説明に当たっても、その実質の権利者をみきわめることが困難であるといわざるを得ない。(注二九)このことから、実質所得者課税の原則に適用上の限界がある。

したがって、個人単位の課税制度のもとにおいて、家族の内部における所得の分散による税負担の軽減に対して、実質所得者課税の原則を適用することによってその目的を十分に達成できると解するのは、理論上の結果である。実際上では、この原則の適用にも限界があって、依然として所得の分散による税負担の軽減が可能であり、いわゆる課税の不公平が解決され得ないことになるであろう。



この家族の内部における所得の分散の問題は、家族という協同体のなかにある各個人を独立の地位にあるものとして個人単位の課税を建前とする制度自体に問題があり、むしろ、もっと広い問題の解決方法として、より根本的に家族自体に注目した世帯単位の課税においてのみ解決されるのである。

このようなことは、次のことから問題とすることができる。

事業の経営者について、生計を一にする家族が協同で事業に携っている場合には、その家族のうちいずれの者が事業からの収益を享受しているかの判断が難しくなる。さらに、その事業用の資産について、いずれの者の所有に帰属するのか、私法上の法律関係においても判断としない場合が少なくないであろう。このような状態にある事業について、その実質の経営者を確定することは不可能であろう。(注三〇) むしろ、この種の事業を営む主体が、家族のなかのある個人であるというよりは、家族自体であると考えられることもできる。

「そもそも、その家族のうちの誰か一人を所得の帰属者として割り切ること自体が、無理だという場合もあるかと思いますが、現在の所得税は、個人単位の課税を建前としていますから、何らかの観点から、その事業所得が誰に帰属するかということを決めざるを得ない。……ところが、このような場合には、生計を一にする親族同志のことであるから、実質所得者課税の原則の規定にいうように、誰れが収益を享受するかというようなことは、判断の基準になり得ません。」(注三一)と指摘されているとおり、家族のなかにおける各個人の財産の実質的な帰属の判定に当たって、あらゆる場合に実質所得者課税の原則を適用することは不可能となるのである。

「元来、税法は、経済社会において通常行なわれる取引行為その他の経済現象を予想し、これらのうちから、課税対象として適するものを選び、それぞれ課税対象に應ずる担税力を評価衡量として課税を行なう。」(注三二)のであるから、取引行為が確立していない家族の内部における各個人の所得の帰属、特に、家族の構成員相互間における所得の分散がし意的に行なわれたというよりも、

適当に所得を分割し、それに名義を付したという程度の所得の分散であって、それには財産権の譲渡という意識が確立していない。いわゆる帰属の不安定な状態にある所得の帰属について実質所得者課税の原則を適用しても、所得の帰属自体が不安定であることから、結論を導き出すことは不可能である。このようなことから、実質所得者課税の原則には適用上の限界があるといわざるを得ない。

〔注一〕 夫婦を世帯の単位として課税している事例には、アメリカ、イギリス、西ドイツなどがある。

〔注二〕 広い範囲の親族を世帯として課税する事例には、わが国のシャウプ勅告以前の所得税制がある。

なお、フランスの税制では、夫婦および世帯に属する子のほか、独身婦人の直系尊属、廃疾度の高い兄弟姉妹を特定の条件のもとに、世帯合算の対象となるので、広い範囲の親族を世帯としていともいえる。

〔注三〕 課税単位として折衷方式の立法例として、

① イスラエル、ウエネズエラでは、夫婦の所得について個人単位の課税方式を採用する一方、資産所得について夫婦合算の課税方式を採用している、

② アルゼンチン、ブラジル、ドミニカ、スペインでは、夫婦共有財産から生ずる所得についてのみ合算課税を採用している、などがある。

〔注四〕 (税制調査会第一次答申「当面実施すべき税制改正に関する答申の審議の内容と経過の説明」昭和三五年二月四一ページ) 臨時税制調査会答申「最近の諸情勢に即応すべき税制改正の方策に関する諮問に対する答申」昭和三十一年二月二〇八ページ

〔注五〕 理論的には、税負担の公平によるが、これを達成するには、さらに精緻な税制を必要とする。この精緻な税制が実際面において完全に実施されることは難しく、これが完全に実施できないときには、結果的に不公平が生じる。この点からすると実際面では、実行可能な簡単な税制が必要とされる。この矛盾する両者の要求の間に均衡を得た税制が、実際の税負担の公平であるといえる。

〔注六〕 この点について、金子宏教授は、「税負担を国民の間にとのうに配分すべきかは、租税制度のもっとも基本的な問題の一

つである。それが、公平に配分されなければならないことは、租税正義の名の下に、今日一般に承認されているところである。」と述べられている。

〔金子宏「租税法における所得概念の構成」法学協会雑誌八三卷九・一〇号一、二四二ページ〕

〔注七〕 ウイリアム・ウィッカー、「ウィッカーの所得税及び法人税論」(大蔵省主税局訳) 調査月報第三八卷特別第二号九〇ページ

〔注八〕 税制調査会第一次答申(昭和三五年二月)前掲四五ページ

〔注九〕 夫婦の財産関係については、民法第七五五条の規定が消極的ではあるが、夫婦は、婚姻の届出前であれば、契約により自由に財産関係を定めることができる。しかし、わが国では、「その形式が厳格すぎるためか、国民にそれだけの自覚がないためか、民法が施行されてから、夫婦財産契約を締結した例は極めて少ない。」(我妻亨「民法Ⅲ」九一ページ)のであるから、法定財産制が原則であるといえる。

なお、夫婦の財産契約の状況について「明治三十一年民法施行以来、年間一〇件をこした年の方が少なく、戦後昭和三〇年までの間では、二五年、二八年、二九年に各一件、三〇年に六件、他は零となっている。」(青山道夫「現代の家族法」二〇七ページ)

〔注一〇〕 金子宏「市民と租税」現代法一卷二二三ページ

〔注一一〕 R・グード「個人所得税」塩崎潤訳二六七ページ

〔注一二〕 この規定は、昭和二八年に所得税法に始めて取り入れられた。この規定が確認規定であるか、創設的規定であるかについて争いがあったが、判例では、「従来から所得税法に内在する条理として是認された原則をそのまま成文化した確認規定であつて、これによつて所得税法が初めて右原則を採用した創設的規定でない」と判示しており、今日では、確認規定であるとするのが、通説である。

(昭和三七年六月二十九日最高裁判所第二小法廷判決)

〔注一三〕 所得税法では、所得の帰属に関する実質主義を宣明した規定として、このほかに次のものがある。

① 信託財産にかかる収入および支出の帰属に関する規定(法第一三条)

資産合算制度に関する一考察

- ② 無記名公債の利子等の帰属に関する規定（法第一四條）
- ③ 同族会社の行為または計算の否認に関する規定（法第一五七條）
- ④ 事業所の所得の帰属の推定に関する規定（法第一五八條）

〔注十四〕 金子宏、前掲三二〇ページ

〔注一五〕 法律上帰属する者について、名義と実質が違っていることは、税法以外の法律関係においても存在し、これについて、「一般私法の領域においても、それが私人間の経済的諸関係をも取り扱うものである限り、法文や社会的事象の経済的意義が重視され、その目的論的解釈が試みられ、実質的な認定が尊重される。」（渡辺伸平「税法上の所得をめぐる諸問題」一ページ）と述べられているように、民商法において特別に実質主義によって解釈するという規定がないが、実質に即して解釈されるのが通例である。

この見解からすれば、所得税法の規定は全くあたり前の宣言的規定であって、法律的になくともよい規定であるといえる。

〔注一六〕 金子宏・前掲三二〇ページ

〔注一七〕 昭和二九年直所一一一通達二二

〔注一八〕 財産または事業の名義人と実質の財産権者または事業主に一致している場合であるにもかかわらず、その収益をその者以外の者が享受しているときには、それは実質所得者課税の原則の適用の問題ではなく、収益の実体である財産の譲渡があったものとして贈与税を課税するか否かの問題である。

〔注一九〕 植松守雄「税法上の実質主義について」税経通信第三三巻第一一〇一七二ページ

〔注二〇〕 昭和三二年九月二四日大津地方裁判所判決、昭和三〇年（行）第二・三号事件、税務訴訟資料二五巻七四三ページ

〔注二一〕 判決について、「法律上の権利関係で構成すると、老母、長男とも家屋の所有権者ではあるが、老母は自己の扶養と引換えに右賃貸権の収益権を納税者に譲与し、納税者においてもこれを引受けて右賃貸料を享受し、また長男については納税者がその親権者としての財産管理権に基づき右賃貸料を収納し、かつ、右長男の養育費と自動的に相殺して（民法第八二八条但書）以って右賃貸料を享受しているものとみられ、このことよって右帰属もはじめて肯定されるものといえる。」と解される。

（渡辺伸平・前掲二七ページ）

〔注二二〕 昭和二五年二月二〇日鳥取地方裁判所判決、昭和二三年（行）第二八号事件、税務訟訴資料五卷六七ページ

〔注二三〕 この判決は、所得税法に実質所得者課税の原則に関する規定が設けられる以前のものである。しかし、同規定が既に述べた如く（注一二参照）、確認規定であるから、取扱上の差異はない。

〔注二四〕 元物の所有者以外の者が果実を收受する場合は、たとえば、善意の占者（民法第八九条）地上権者（第二六五条）永小作権者（第二七〇条）賃借人（第六〇一条）等がある。

〔注二五〕 金子宏・前掲三二三ページ

〔注二六〕 昭和三四年三月三一日福岡高等裁判所判決

〔注二七〕 渡辺伸平・前掲二六ページ

〔注二八〕 川島武宜「近代社会の法」一五〇ページ

〔注二九〕 株式等の実質の権利者が判明しないとき、實際上、その資産所得の帰属については、その株式等の所有権、その他の財産権の名義者の所得として取扱われる。（昭和二六年直所一一一通達一五七参照）

〔注三〇〕 事業の実質の経営者が判明しないとき實際上、その事業所得の帰属については、原則として、生計を主宰していると認められる者の所得として取扱われる。（昭和二六年直所一一一通達一五九参照）

〔注三一〕 植松守雄・前掲一七三ページ

## 第三章 世帯単位課税

### 第一 シャープ勧告以前の税制

所得税の課税単位として、生活の単位である世帯を対象とすることが、税制の基本的な理念である税負担の公平の実現に最も妥当することは、既に第二章課税単位で述べたとおりである。

資産合算制度に関する一考察

今日、わが国の所得税法が個人を課税単位の建前としているが、所得税法の創設当初では、世帯単位の課税であった。この世帯単位の課税が、その後昭和二五年のシャープ勧告に基づく税制改正まで引続いて施行された。その間、その内容については、その時代の社会の特質を反映して変遷している。税制といえども、一つの社会制度であるから、その時代の社会の顕著な特徴を反映することが少なくない。

したがって、世帯単位の課税についての研究に先立って、わが国の課税単位の沿革について、所得税制の初期、戦前、終戦直後の各時期に区分して概観する。

### 一、初期の所得税制における課税単位

わが国で所得税法が創設されたのは明治二〇年であった。これが創設されたのは、それまでの税制の中心が地租であり、税負担の大部分が農村を中心に課されていた。(注一)しかし、商工業の発達に伴い経済構造が変化し、商工業者にも何らかの税負担を課することが必要になったからである。

当時の税法では、課税単位として、家を対象としていた。すなわち、所得税法(明治二〇年)第一条但書では、「同居の家族に属するものは、総て戸主の所得に合算するものとする。」さらに、同法施行細則第一条では、「戸主に所得なくして同居の家族のみ所得がある場合に於ても、一家内に属するものは総て合算の上、其の戸主の名を以て届出納税すべきもの」と規定され、戸主は、その一家の総所得の納税責任者であり、納税名義人であった。

当時は、まだ民法の施行前であり、財産関係について、司法省では、「戸籍中の属する財産は、皆其の戸主の所有に非ざるはなし」(注二)と述べられていることから、課税単位として戸主を中心とした家を対象とせざるを得なかったと考えられる。

### 二、戦前の所得税制における課税単位

明治三二年の所得税法の改正により、納税義務者が戸主に統一されないうで、同居の家族も納税義務者になれることになった。し

かし、課税単位としては、戸主と同居家族との所得を合算し、その総額により税額を計算するいわゆる世帯が課税単位であった。

当時、既に民法が施行され、財産法においては契約の自由、所有権の尊重など個人主義的な制度がとり入れられて、家族は財産を所有することができた。しかし、身分法においては、家族制度に基づく家、戸主権、家督相続の制度がとり入れられて、家族、子、妻等は個人としての人格が認められなかった。特に、財産について、表面上家産という制度が認められなかったが、家の財産は戸主が家の代表者たる資格でそれを支配したし、また、妻の財産は妻の所有であったが、その財産の管理権および使用収益権は一家の主宰者たる夫に帰属した。(注三)

このように、当時、家族の経済的地位は向上したが、なお家族制度が存在し、税制面においても、それらを反映して世帯単位の課税であった。その世帯の範囲は戸主と同居する家族を含むきわめて広い範囲の親族であり、それを課税単位としていた。

### 三、終戦直後の所得税制における課税単位

日本国憲法の施行により、「個人の尊厳と両性の本質的平等」の原理に反する旧民法の家族制度が廃止され(注四)「同居する家族」という概念が消滅した。しかし、税法では新たに生計を一にする親族、すなわち、「同居親族」という概念のもとに世帯単位の課税が引き続き行なわれた。その親族の範囲は、配偶者および三親等以内の親族と、やや狭い親族であった。

戦後社会では民主化されていたが、所得税制における課税単位は余り変化せず、依然として世帯単位の課税であって、実質的には従来の課税制度と大差のない合算課税が維持されていた。

ただ、世帯単位の課税であるとしても給与所得者の基礎控除については、特例として、同居者親族のうちに給与所得または退職所得を有する者が二人以上ある場合には、各々の所得者の当該所得から基礎控除することが、認められていた。

### 四、シャープ勧告に基づく所得税制における課税単位

昭和二五年シャープ勧告に基づいて税制は画期的な改正が行なわれ、所得税法の創設以来継続されていた世帯単位の課税を廃止し、資産合算制度に関する一考察

して、原則とし個人を単位とする課税方式が採用された。

シャープ勧告では、同居親族の全員の所得を合算する世帯単位の課税が、形式的には伝統的な日本の家族制度に従うものであるが、實際上、多くの好ましくない効果を伴っていると指摘している。

すなわち、

① 所得額を合算することは、同一生活水準、同一担税力水準の納税者に適用される税率よりも高い税率で課税されることになるので、税負担の不公平である。

② 税負担の増大は、大世帯を小世帯に分解する人為的な誘因をなし、その正当な理由が存在しない。

③ 二人以上の納税義務者が現実には同居の親族の関係にあるか否かを判定することが困難であり、税務行政の運営上これが差別取扱いの結果に終る。

④ 手続が複雑であつて時間を浪費する。

以上、四つの理由を掲げている。(注五)「したがって、同居親族の所得合算は、これを廃止して各納税者が独立の申告書を提出し、他の所得者と合算することなく、各人の所得額に対する税額を別々に納めさせるように勧告」している。

このように、シャープ勧告では個人単位の課税を建前としているが、この場合でも、例外として、扶養親族の所得および一定範囲の親族の資産所得について、納税義務者に合算する課税方式が勧告され、税制上、併わせて採用された。

しかし、その後、昭和二十六年の税制改正において、扶養親族の所得の合算課税および資産所得の合算課税が税制の簡素化の観点から廃止された。

なお、昭和三十三年の税制改正により、改めて資産合算制度がとり入れられたことは、前述(資産合算制度の沿革)したとおりである。



以上のように、わが國の所得税法は、その創設当初から家族制度を反映して、世帯単位の課税であった。しかし、シャウブ勸告を模範として、世帯単位から原則として個人単位の課税に移行したといふことができる。この移行前の課税単位としての世帯は、わが國の社会における顯著な特徴である家族制度を税制面に反映して、世帯といつても、比較的に広い範囲の親族を、その単位のなかにとり込んだ家族を基盤としている。

## 第二 広い範囲の世帯単位課税の批判

所得税制では、税負担の公平の見地から担税力に合致した課税として、世帯単位の課税が妥当する。この世帯単位の課税が、既にシャウブ勸告以前の所得税制においてとり入れられていたことは、先に述べたとおりである。

しかし、この世帯単位の課税では、夫婦のみならず三親等までの親族を含む世帯を課税単位の対象とする、いわゆる広い範囲の世帯単位の課税であった。このような広い範囲の世帯単位の課税は、今日の所得税制が世帯単位の課税を選択するとしても、もはや妥当することはできないであらう。

何故ならば、この広い範囲の世帯単位の課税の基盤となっているのは、旧民法時代の家の制度である。この家の制度では、まず、夫婦および未成熟の子供のみに限らず、数代にわたる親子夫婦を含む戸籍上の親族団体を単位として家を形成し、その家には家長としての戸主が存在し、戸主は戸主権（注六））によって家族を統率支配し、その結果、家を社会構成の単位と存在せしめ、さらに、祖先の祭祀と家産からなる家督相続によって、家の永久的存続が図られていた。この戸主権、祖先祭祀権、家産の独占支配権等が、精神的、物質的な基盤となつて、戸主が家族を支配し、かつ、家の制度が成立することができたのである。

したがつて、社会的な生活単位としての戸主を中心とした家が存在していたので、これを基盤として税制は、広い範囲の世帯単位の課税を選択することができたのである。

しかし、今日の憲法が個人の尊厳と万人の平等を基調としているのであるから、家族の身分上の行為のほとんどのものが戸主の意思に左右される家の制度は、憲法の精神に反するものである。したがって、家の制度の存立に関する戸主および家族に係る民法の諸規定は、家の制度を廃止する方向に改正された。

この結果、数代にわたる親子夫婦からなる戸籍上の親族団体は解体され、戸籍は夫婦と未婚の子から編成されることとなって、従来の家の概念が消滅した。また、生活単位である家族のなかにあっても個人は平等の権利を有することになって、従来の戸主権や家督相続権が廃止されたので、戸主が家族の上に位置し、かつ、家を統率支配することは、制度上否定された。このように、家が廃止され、かつ、戸主が否定されているところに、戸主を中心とした広い範囲の世帯を課税単位とすることは、妥当しないであろう。

では、實際上、家の制度は廃止されたのであろうか。家の制度の廃止については、民法の改正当時、これが、現実の家の制度をも廃止するのではないと主張する説と、それは、国民の意識にある家の制度をも廃止しなければならないと主張する説があった。(注七)すなわち、民法上の規定の改正によって家の制度を廃止することは可能ではあるが、個人の意識に立脚する現実の家の制度が規定の改正によって変化するとは限らない。もし、民法上の規定の改正によって現実の家の制度が変化しないとすれば、従来の広い範囲の世帯単位の課税が、少なくとも否定される必要がなくなる。

しかし、民法の改正の意図がいつれにあつたかに関係なく、戦後、民主主義の思想の普及、憲法の基本原則である個人の尊重と同性の平等の思想の国民への定着、さらに民法上の家の制度の廃止などが個人意識の変化をもたらし、今日、国民の意識から家の制度の觀念が拭い去られて、新しい個人意識に立脚した家族の概念が生れていることに異論がないところであろう。

したがって、旧民法時代の家の制度を基盤としている広い範囲の世帯単位の課税を、個人意識に立脚した新しい家族に適用することは、社会秩序から遊離したもとなる。

さらに、家の制度の崩壊した今日、生活単位である家族は、非常に細分化されてきている。しかし、現実の家族には、細分化され

ているとしても、各々の家族の事情によって、夫婦とその子供からなる家族のほかに、数代の夫婦が生活単位を共にする世代家族または拡大家族等、各種の型態の家族がある。これらの家族について、広い範囲の世帯単位の課税を考えると、生活単位を共にする家族であるとしても、その家族には、旧民法の家における戸主権が存在せず、また、戸主による家族の統率支配が制度として存在していないので、家族の内部における各家族員相互間の結合の程度には、濃淡の差が生じるであろう。これを無視し、これらを完全に均一性をもった家族的な結合であるとして、広い範囲の世帯単位の課税を適用することは、行き過ぎであるといえる。

このような複数世代の夫婦等を生活の単位とする家族については、後で述べる如く夫婦を中心とした生活単位の集合されたものであると考えるのが妥当し、これに対して、広い範囲の世帯単位の課税を考慮することはできない。

したがって、今日、税負担の公平の見地から世帯単位の課税が妥当するとしても、もはや広い範囲の世帯単位の課税が問題になるのではなく、問題は、夫婦を課税単位とするか、または、それに未婚の子供を加えた家族を課税単位とするかの問題となる。すなわち課税単位の問題は、現在の家族の実態を分析しその実態に即した世帯の範囲が、課税単位として選択されなければならない。

### 第三 家族の実態

#### 一、家族の概要

課税単位として世帯の範囲をどのように定めるかは、社会的な事実である家族の実態に多くの部分を依存している。

では、「家族」が何んであるかについては、これが通常使われているものであり、今さら問題にする程のものでないと考えられる。しかし、実際上では、「家族」、「家」、「家庭」または「世帯」(注八)等多くの言葉が同じような概念に対して使用されている。したがって、家族とは「血縁集団」である、あるいは、「同じ家に住み、食を共にしている者達」であるといわれているように通常の家族には、確かにそのような実態をなしている家族が多いことは事実である。民法においては、「夫婦とその間の未成熟の子から

なる生活集団としての家族が一般的に想定され、これを前提とし、基礎として各種の法律関係を成立させている。」(注九)といわれている。しかし、それをもってすべてであるとはいえない。

家族の概念について、社会学では種々の議論があるが、本論文ではそれを説明することを意図しているのでないから、詳細に論ずることとせず、(注一〇)「一般的にいわれている「家族とは、原則として夫、妻と未婚の子、その他の近親者で構成され、共同生活を目標とする社会集団である。」(注一一)とする。したがって、「家族は、宿命的に共同生活をする自然集団であって、利益を追求するために集った集団でない。」(注一二)

では、この宿命的な共同体である家族とは、どのような特性を有するものであろうか。

まず、家族は、感情的に排他性の強い社会集団である。すなわち、家族は、一般的に夫と妻にあっては愛情的に結合し、親と子にあっては宿命的な血縁で結合し、かつ、それらの家族員は共同生活が長期であることから、家族員同志は第三者から干渉されないプライバシーを求め、ある家族員が第三者から攻撃を受けたときには、排他的な行動をとる傾向にある。これは、家族員同志において感情的に一体感が強く作用しているからである。

また、家族は、経済的には収入支出に協力を示している。すなわち、経済能力のある家族員は、経済能力のない老人・子供の生活を維持するよう努力する。その収入や労働力を提供した家族が、他の家族に対して報酬を求めることは少なく、いわば奉仕である。同じように、家庭内にある家具、備品、衣類、食物などについても、家族の所有権が明確でなく、たとえ判明しているとしてもそれに対して権利主張をすることなく、共有的に使用される。

このような特性は、家族の結合がもともと権利や義務によって結合されたものでなく、それは情によって結合されたものであり、本来的に権利や義務の介在すべきでないからである。また、家族が感情的に一体感を有している結果であるといえる。

さらに、家族は、その構成員が意識して家族というものを時間的に永続させようとする社会的性格を有する。すなわち、家族は、

平素もっぱら個人主義的な行動をとっているが、親は子に対して財産等を譲渡したいと希望し、無意識のうちに子孫の繁栄に努力する。この特性を具現したものが、相続の制度であるともいえる。

このような特性を家族が有すること、すなわち、家族が排他性を有すること、家族が感情的に一体性を確保し、その家族の内部においては経済的な努力性を有すること、家族をして消費活動上一体としての行動をとらしめてることなどから、家族は所得税の課税単位の対象とされ得るのである、といえる。

## 二、家族の構成状況

課税単位の対象として家族が対象とされるが、家族には、各種な構成から成り立っている家族がある。では、家族には、一般的に如何なる人々の構成から成り立っているのであるうか。

近代以前の家族は、傍系親族を含む大家族であり、旧民法においても、戸主および戸主の権力により統率される親族団体によって家族が構成され、その家族には、親子夫婦のほかは数代にわたる親族が含まれていた。しかし、近代家族においては、夫と妻とその子（未成年または未婚の子）からなる小家族であるといわれ、現行の民法が、この家族を予想しているといわれる。

すなわち、家族も一つの社会的存在である以上、経済、政治、法律、宗教など他の社会的条件の変化によって大きく影響されうるものであることはいうまでもない。とくに、その社会の全体としての経済組織つまり生産関係によって受ける影響は最も大きく、かつ、基本的なものと考えられている。（注一三）ように、家族の型と社会の生産関係の型とは対応関係にあるといえる。近代的な生産関係の成立は生産と労働の社会化の特色を生み、「家族は、生産団体としての機能を奪われ、自足経済的な閉鎖性を失い、家族外で各自が職場にはいり、教育の機能も大半が国家の手にうつり、大家族は小家族型態への徹底をたどった。」（注一四）といえるであらう。

しかし、家族が縮小され、小家族の型態の傾向にあるとしても、家族とは、構造的に固定的なものではなく、流動的なものであ

る。その実態は時の流れと共に変化するものである。すなわち、小家族は、まず、最も基本的な婚姻によって作られた一組の夫と妻によって家族が形成される。つぎに、その夫婦の間に子供が生れることによって家族が膨張し、さらに、その子が成長し、婚姻によって新たな家族を形成して独立するので、当初の家族は縮少し、最終的には当初の夫と妻の死亡によって家族が消滅する。このような家族の変遷を、一代家族の周期といわれる。(注一五)

しかし、現実の家族には小家族ばかりではなく、子が婚姻により新なる夫婦を形成したにもかかわらず、親から独立せず、親夫婦と同居して生活する家族がある。この家族のなかで、子供のうち一人だけの子夫婦が同居する場合を世代家族(直系家族)といい、複数の子夫婦が同居する場合を拡大家族(複合家族)といわれる。

したがって、家族の構成状況は、小家族であれば単純な家族構成であるが、これが世代家族、さらに拡大家族になるに従って家族構成は複雑になり、その構成の型は無限に拡大されていくであろう。(注一六)

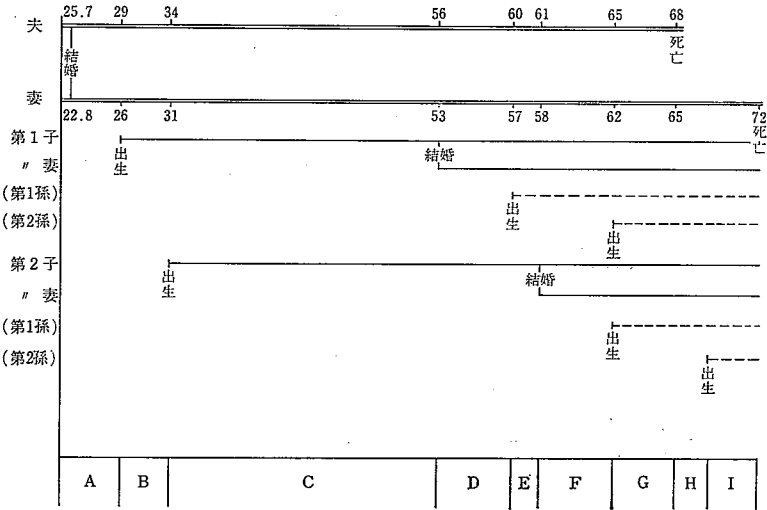
たとえば、平均的な家族周期における家族構成を示すと、図一「平均的な家族周期」とおりとなる。(注一七)

この図は、平均結婚年齢である夫二五・七歳と妻二二・八歳が婚姻し、家族を形成した場合で、それに平均出生児二人とし、その出生児の出生間隔を考慮した。この結果、この家族は婚姻後一〇年までに子が出生するので、いわゆる家族の膨張の時期であり、婚姻後三〇年を経過すると子が結婚するので、いわゆる家族の縮少の時期である。

この家族の変化する各段階の家族の構成状況を示したのが図二一である。この図は一代家族で単純な家族構成になっている。この家族が直系家族で、子(第一子)が結婚しても独立せず、親夫婦に同居している場合の家族の構成状況を示したのが、図二二である。さらに、図二三により拡大家族の家族の構成状況を示した。家族には、そのほかの親族を含む場合があり、そのうちもっとも多い場合の家族の構成状況を図二四で示した。

以上の図のように、家族の構成としては一代家族の単純な型態から、傍系親族を含む複雑な型態など、各種の家族の型態が考えら

(図1) 平均的な家族周期

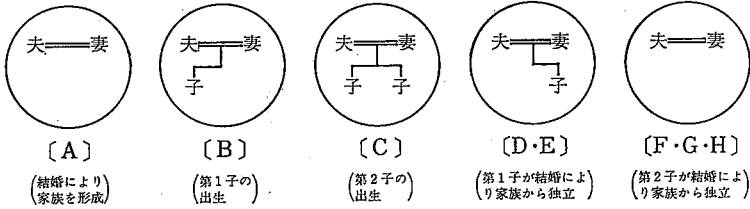


(注) 1. 夫婦の平均結婚年齢、夫、25.7、妻 22.8

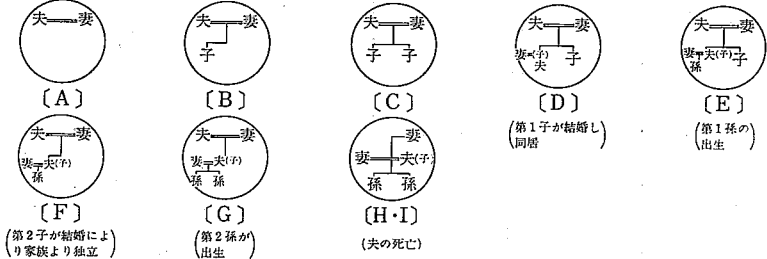
2. 出生児 2人

(図2) 家族構成

図2-1. 一代家族

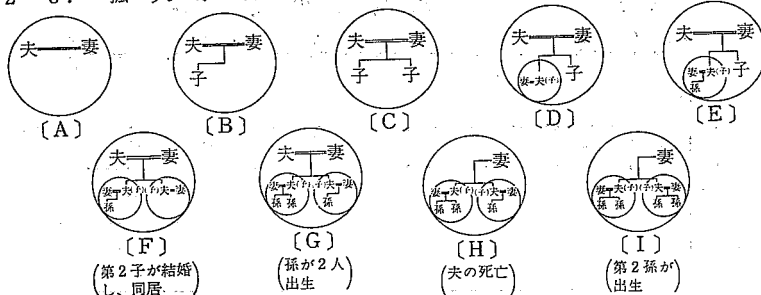


2-2 直系家族

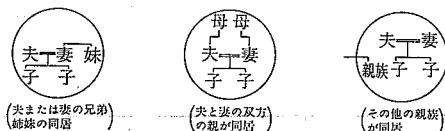


資産計算制度に関する一考察

2-3. 拡大家族



2-4. その他の家族



れる。

では、現実の家族の構成が如何なる親族の統柄の關係から構成されているかについて、試みに小山隆氏の調査によれば、第一表「世帯一、〇〇〇に対する統柄別世帯員数の割合」とおりである。(注一八)

これによると、非常に複雑な統柄である親族を含んでいる家族がある。この統柄の關係を圖に示すと、圖三「家族の統柄關係」とおりである。この統柄は、二五の關係に及んでいる。

しかし、家族のなかでの統柄のうち、多くのものが直系親族であり、そのほかに傍系親族があるが、この傍系親族といつても、大部分が兄弟姉妹とその配偶者およびその子である第一傍系親族であり、(世帯主一、〇〇〇人当たり九八・八人であり、傍系親族の九七%を占めている。)その他の傍系親族が同居することは、きわめて少なく、(世帯主一、〇〇〇人当たり三・九人であり、傍系親族の三%である。)一般的な家族の構成を検討するに当たって、全体から無視しても特に問題が少ないであろう。

なお、第一傍系親族のなかにおいても、その大部分が世帯主の兄弟姉妹である。これらの者が同居するのは、まだ世計上独立したり、または婚姻したりする以前に親が死亡あるいは生活維持能力を失ったことによ



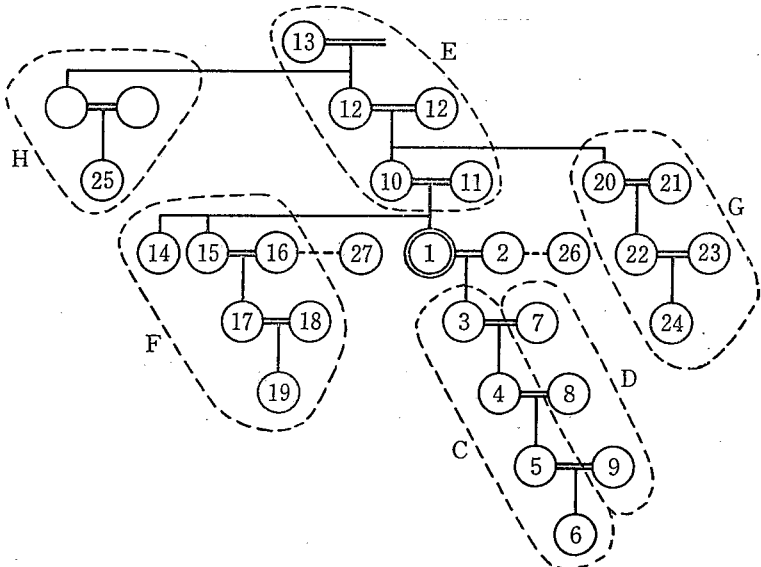
第1表 世帯1,000に対する続柄別世帯員数の割合

		昭和35年		昭和35年	
A	① 世帯主	1,000	1,000		
B	② 世帯主の妻	776.7	776.7		
C	③ 子	1,933.7	2,209.2 (直系卑属)		
	④ 孫	274.1			
	⑤ 曾孫	1.3			
D	⑥ 孫の配偶者	0.1	137.9 (同配偶者) 139.5		
	⑦ 子の配偶者	1.6			
	⑧ 曾孫の配偶者	0.0			
E	⑨ 父	41.6	208.2 (直系尊属)		
	⑩ 母	158.3			
	⑪ 祖父	8.2			
	⑫ 曾祖父	0.0			
F	⑬ 兄弟	37.4	98.8 (第1傍系親族)		
	⑭ 姉妹	44.7			
	⑮ 兄弟姉妹の配偶者	2.4			
	⑯ 甥姪の配偶者	13.3			
	⑰ 甥姪	0.3			
	⑱ 姪孫	0.7			
G	⑲ 伯叔父母	2.7	3.9 (第2 " )		
	⑳ 同 配偶者	—			
	㉑ 従兄弟姉妹	1.1			
	㉒ 同 配偶者	0.1			
	㉓ 同 子	0.1			
H	㉔ 従祖父母	—	—	(第3 " )	
I	㉕ 妻の血族	10.6	0.2 (その他家族)		
	㉖ 兄弟姉妹の配偶者の血族	0.2			

(小山隆氏の分析による)

① 世帯主の地位が長子(主として男子)に継いだ結果であることである。

(図3) 家族の続柄関係



(注) C～Hおよび①～⑳の記号は第一表の記号による。

さらに、家族が、通常、どのような家族構成の型態から成り立っているかについて試みに村井隆重氏の調査によれば、第二表「家族分類世帯比率」のとおりである。(注一九)

まず、夫と妻とその子から構成されている世帯(小家族)が全体の六九%を占め、直系親族を含む世帯(直系家族)が二五%、傍系親族を含むその他の世帯は僅か五・八%である。この結果から、現代の家族は、過半数の家族が小家族である。さらに、家族の状況を大正九年の状況と比較するならば、小家族が九%増加し、家族の構成型態が漸次、大家族から小家族の型態へ移行していることが判明する。

なお、この小家族の世帯について、職業別に大別してみると、「非農林業世帯が一番高く七九・一%、農林業世帯四三・〇%、兼業農家世帯三八・一%の順である。」(注二〇)

これは、生産の場と消費生活の場が完全に分離している都市のサラリーマンの家族では、多くの場合に親夫婦と子夫婦が別れて生活をするであろうが、農村において家族は消費生活の単位としてあるのみでなく、農業生産の単位としてのものである。農に従事する親夫婦と子夫婦とが共同の生活

第2表 家族構成の分類別世帯比率(%)

分類	年次	大正9年	昭和35年	昭和39年
小家族的世帯		60.0	65.1	69.0
直系家族的世帯		30.2	27.9	25.2
傍系を含む世帯		9.8	7.0	5.8
総数		100	100	100

資産合算制度に関する一考察

第3表 業種別所得税納税人員

単位：千人：%

区分	昭和25年		昭和35年		昭和40年	
	納税者	構成割合	納税者	構成割合	納税者	構成割合
給与所得者	9,936	69.6	11,733	84.5	16,942	85.3
農業所得者	1,843	12.9	403	2.9	249	1.2
農業以外の 事業所得者	1,987	13.9	1,100	7.9	1,349	6.8
その他所得者	505	3.6	648	4.7	1,322	6.7
合計	14,274	100	13,884	100	19,862	100

を営むことが多いことを示している。

ただ、農業従事者の家族が、依然として直系家族を保持しているとしても、税制が具体的に対象としている納税者数としては、第三表のように農業所得者が非常に少ない。もっとも農家では、法人組織の利用、事業専従者の発生、農外所得の帰属者の分岐などにより、所得が細分されて、所得が少なくなり、納税者の対象から除外されている場合がある。しかし、世帯単位の課税においては、細分された所得が再び統括されるので農業所得者が増加するであろう。

この点を考慮するとしても農業所得者の増加が少なく、税制が対象とする納税者について、家族構成の分類別世帯割合では、小家族の世帯が著しく増加することが考えられる。

#### 第四 課税単位としての家族

家族構成の型態については、夫と妻という単純な夫婦家族から、未婚の子が存在する一般的な小家族、さ

らに父母や子夫婦や兄弟等いわゆる直系親族や傍系親族が存在する複雑な家族など、その型態は千差万別である。しかしながら、家族構成の分類別世帯比率(第二表)によれば、現代の家族について小家族が六九%と過半数を占めている。

この小家族が、家族構成の型態のなかで過半数を占めている型態であるということから、直ちに課税単位の対象として妥当するとはいえない。これらの型態の異った家族のなかから、世帯という概念によって総括し、課税単位の対象として妥当する家族は、単なる住居を共にし、かつ、日常の生計を共同しているという家族ではない。課税単位の対象となる家族は、さらに外形上個人として得た所得であっても個人が家族に属していることから、家族内で得られた所得がもはやその個人の所得としてではなく、家族のものとして管理運用されていること、すなわち、実質的にはその所得が家族に帰属するという事実が存在している家族である。(注二二)

したがって、課税単位の対象となる家族(世帯)として、そのような事実を有する家族が具体的に如何なる家族であるか、以下、家族内の親族相互間の関係を「夫と妻」、「父母とその子」、「その他の親族」に区分して、その各々の関係について経済的な生活を中心に検討し、課税単位として妥当する家族を解明したい。

#### 「夫と妻の関係

まず、家族が形成される基本となるのが、婚姻によって作られた夫婦である。この夫と妻とは、他の親族が血縁関係によって家族の構成員になると異って、各人の意思たる愛情によって結合された家族である。「夫婦は、一身共同体である。」といわれるように、夫と妻は、精神的、肉体的、経済的に結合し、その生活は共同体として一体であるとともに、将来も分離を予定しない完全なる一体であることを志向する。

しかし、實際上、すべての夫婦の経済生活が同一であるとは、いい切れない。

夫婦といっても、その生活状況には、①夫がサラリーマンで妻が家事万端を処理するような一般的な夫婦、②夫と妻が共にサラリーマンである、いわゆる共働き夫婦、③夫が自家営業を営営し、妻が家事を処理するかたわら自家営業にも従事する、農業または自

家営業の夫婦などが対象的な夫婦として存在する。そのほかに、夫と妻が各々自家営業を經營する場合もあるが、これは共働きの夫婦に類似するといえる。

このように生活状況が異つた夫婦の間では、当然に具体的な經濟生活も異なつてくることが考えられる。すなわち、夫婦の經濟生活の内容について、二つの対立した型が想定される。(注二二)

その一つは、「共同会計型」ともいうべきものである。この世帯では、所得が夫婦のいずれが得たかということに関係がなく夫婦の得た所得は共同の會計すなわち世帯の一つの財布に入り、支出もすべてその財布から支出される。また、貯蓄として財産に転化された所得、すなわち新しく形成された財産は、夫婦の共同の財産となる。この場合に、婚姻前に持ち寄つた財産も、結局は共同の財産のなかに溶け込んで管理運用される。夫婦の間では、「自分のもの」、「お前のもの」という觀念がなく、すべての財産が二人のものになる。(注二三) ただ、預金や証券や不動産のような財産を世帯の財産として保有することは、現在の私法体系上許されないもので、これらの財産は、一応夫名義の財産あるいは妻名義の財産として保有されている。しかし、夫婦の目から見た場合に、單たる名目上のことに過ぎないことは、「もともとわが国の家庭生活の實情では、個人の權利義務關係は極めて明らかでないことが多く、單に名義だけでは夫婦のいずれかが取得した財産であることは判定できない。」(注二四) 状態にあり、實質上は世帯の共同財産であると考えられる場合が多い。

これに対して、「独立会計型」がある。これは夫の所得と妻の所得が分離し、各々独立した會計をなしている場合である。したがつて、夫も妻もそれぞれ婚姻前から所有していた財産を個人の財産として保有し続け、お互の財産は他人の財産と同様に尊重されることとなる。夫婦の共同生活のための會計は、通常口頭または黙示の合意に従つて特別の共同生活勘定が設けられ、夫または妻のそれぞれの所得または財産から必要な資金が繰り入れられる。その繰り入れられる量について、權利または義務として定められるのではなく、両者の感情的な合意によつて定められ、そこには家族の特性である經濟的な協力が多分に作用している。また、仮りに、

夫または妻のいずれかの持家に夫婦が住んでいるとしても、厳格な賃貸借という問題を生じさせる余地がなく円満に住んでいるのが現状であろう。

以上のように夫婦の経済生活の型を二つの典型的な会計の型に分類したが、現実の夫婦の経済生活には、この二つの型を両極端として引かれた線上のいずれかの点に位置するであろう。

たとえば、①の夫がサラリーマンで、妻が家事に専念する夫婦にあっては、妻に収入がないか、または、あったとしてもその金額が僅かであろうから、共同会計型に近いであろう。反対に、②のように共働き夫婦においては、①よりは共同会計型から離れた点に位置するであろう。また、③の自家営業の夫婦にあっては、家計の収入源となる営業が共同であることから、当然に共同会計型に近くなるであろう。

夫婦の会計の型については、その夫婦の職業または財産関係、さらに夫婦各人の性格等によって、その会計の型が共同会計型と独立会計型の間に無数の点を占めるであろう。では、わが国の標準的な会計の型がいずれの点に位置するであろうか。

「夫婦の財産はだれのものか」について、法務省の世論調査（注二五）では、次のような結果が得られている。

すなわち、「夫の収入は、夫だけのものか、夫婦の共有財産か」の間に対して、「共有財産」であると答えるものが八七％、「いいにくいえない」とするものが五％、「夫だけのもの」とするものが二％という、回答が得られている。この結果から、わが国では夫婦の財産の帰属が、民法に関係なく（注二六）、実際には「夫婦共有」であることが大多数の意見となっている。これは、夫婦の会計が共同会計型を呈していることを示している。

この点について林大造氏は、「わが国の大部分の夫婦の経済生活は、純粋な共同会計型に近いものであるように思える。勿論、夫婦それぞれにある程度の『へそくり』を持っていることができるでしょうが、この『へそくり』もいざという場合には共同生活のために自発的に提供される場合が多い。」（注二七）と主張されている。また高野耕一判事は、「夫婦は一個の社会的単位で、自分たち

はその財産の大部分を別々に所有していると考えず、共同して所有していると考える傾向がある。」(注二八)と共同会計型の意見を述べられている。

これらの点から、大多数の夫婦の会計は、共同会計型であり、経済的生活上でも夫婦は共同体であって、世帯内で得られた所得がそれを得た夫または妻のものとしてではなく、世帯のものとして存在していると解することができる。この事実から、課税単位としては、夫婦を対象とすることが可能となるのである。

## 二、父母と子の関係

近代家族の一般的な人的構成といわれる小家族には、夫と妻とその未婚の子から成り立っている。この未婚の子について、経済的な生活がどのようになっているであろうか。

まず、親と子との関係は、直系血族として宿命的に結合されている関係であり、(例外として養子がある。)通常、親子の同居期間が長く、親は子に対してあらゆる生活上の便宜を与え、一人前の社会人として独立できるように養育に努力する。これに対して子は親の温情と援助に接しながら養育され、長じて個人として独立する。しかし、独立する少年期までは、肉体的・精神的・経済的な能力の不足から、その住居および生計を親に全面的に依存する。この意味において子は親に従属した形で共同体の一員と解される。しかし、子が成長するとともに肉体的・精神的・経済的な能力を養い、徐々に親から独立へと移行することは、自明の理である。そのため、成長した子は、親と生計を一つにしているとしても、子自身が得た所得を独立に備えるために自己の所得として確保し、世帯の共同会計に参与しない方向に進んでいくであろう。

この点、成長した子が親と生計を二にしているとしても、それは愛情と便宜の問題であり、経済的には、子は親の生活共同体から分離していると解するのが妥当である。

したがって、親と生活共同体を構成できるのは親から独立できない子でありその子が課税単位の対象としては扱われるのである。

## 資産合算制度に関する一考察

では、子が親から独立できるか否かの時期については、成人に達したときとするか、婚姻のときとするか、（家族社会学では、これを基準としている。）（注一九）、または、義務教育終了のときとするかは、議論の多いところである。その判断の基準を形式的な命令または婚姻に求めることは、表面的には平等な取扱いであるが、その判断の基準は、課税単位の問題が経済的な側面に多くを依存しているだけに、その経済的な側面における差異を捨象してしまっているので、多くの問題があるといわざるを得ない。

なお、この判断の具体的な基準については、第五章において検討する。

### 三、その他の親族との関係

家族の型態には、夫と妻とその未婚の子からなる小家族のほかには直系親族を含む家族が全体の二五・二%を占め、さらに傍系親族を含む家族が五・八%ある。これらの直系親族としてはほとんどが夫婦の父母であり（九八%）、また、傍系親族としては大部分が夫婦の兄弟姉妹である（八〇・五%）ことは、先に述べたところである。したがって、夫婦の父母以外の直系親族および兄弟姉妹以外の傍系親族については、その数が少なく検討の対象から除外しても、問題が少なくであろう。

まず、夫婦と父母の関係について、これは、世帯主が父母から子夫婦に移行した結果であり、親子の關係の変形である。既に、親子の關係で述べたように、父母は肉体的・精神的・経済的に独立し得る能力を有しているのであり、日常の生計を共同しているとしても、両者の間には一体感の薄くであろう。

この点について、法務省世論調査では、「老後の生活はどうするか」の質問に対して、「子供に頼るつもり」とするものが一七%であり、「国に期待する」とするものが八%と少なく、「自分の収入によるつもり」とするものが六三%と過半数を占めている。この観点からしても、父母と子夫婦の間に一体感の薄く、むしろ父母は子からの独立を意識していると解される。

ただ、実際に老人の扶養の状況では、その七六%までが家族の扶養に頼っている状態で、勤労・財産収入・恩給年金など自分の労働もしくは過去の実績で老後を送っていられるものは、その全部をあわせても二二%にすぎないし、公的扶助に依存できるものはい



たつては、二%とほとんど放置に近い」(注三〇)のであり、意識と現実の間に著しい差異がある。しかし、この差異の原因の大部分が経済的な理由であつて、課税単位の対象となる父母としては相当な所得を有するのであるから、独立の意識が強く作用し、たとへ日常の生活を共同しているとしても、会計は独立型を志向するであらう。したがつて、父母と子夫婦の家族を課税単位の対象とすることは無理であり、むしろ、両者を別個の課税単位とすることが自然であらう。

つぎに、兄弟姉妹との関係である。この関係は、親を媒介として血縁の連絡により形成される。この関係は、親が介在するのでその結合が弱く、相互に結合・分離が自由であるため意識の面においても直接の一体感がない。したがつて、経済的な面においても、兄弟姉妹が独立を維持する傾向にある。夫婦とその兄弟姉妹が、家族として同居や日常生活を共にするのは、多くの場合に兄弟姉妹が経済的に独立することが不可能な場合であり、反面、自己の所得を有し経済的に独立することが可能な者たちは、将来の独立のために日常生活を離れた面で、夫婦から独立した会計を維持しているのが実情であらう。

この点、課税単位として、夫婦とその兄弟姉妹等から成り立つ家族を対象とすることは無理であると解する。

以上、家族の内部の構成員である①夫と妻の関係、②父母とその子の関係、③その他の親族の関係について、経済的な側面を中心に検討した結果、一応、課税単位としては、最も結合関係の強い夫と妻、それから独立していない子から成り立っている家族を対象として妥当すると解される。

〔注一〕地租における課税単位について、形式的には地券の持主たる個人であつたが、実質的には家が課税単位である。すなわち、明治六〜一四年の間における全国的な地租改正によつて、地租は地券の持主たる個人に課税されることになつた。しかし、農地の家産としての性格は、農業経営の実体が変わらないので依然として元のままである。したがつて、法的な手続に変更が生じながら、所有の実体は変わらず、実質的な課税単位としては、依然として家であるといえる。

〔注二〕福島正夫「公法諸制度と家族制度家族問題」と家族法第一卷四三二〜三二頁

〔注三〕旧民法では、妻は無能力者であつた。すなわち、「妻は民法の規定する範囲において、一身上、財産上、営業上一切の行

為を為すにつき夫の許可が必要であり、夫の許可無き妻の行為は取消されるのである。(旧民法第一四条第一八条、第一二〇条)〔青山道夫「近代家族法の研究」二五四ページ〕ので、妻に対して、自己の財産の管理権等が認められていなかった。

〔注四〕 家族制度の廃止は、昭和二年の民法応急措置法により、「戸主、家族その他家に関する規定は、これを適用しない」(第三条)こととされた。

〔注五〕 シャウブ使節団日本税制報告書、一一三ページ

〔注六〕 戸主権とは、旧民法の規定において家族を統率支配するために与えられた権利である。その内容は、家族員の婚姻、養子縁組に対する同意権(旧民法第七五〇条)、家族員の居所指定権(同七四九条)、離婚権(同七五〇条)、復籍拒絶権(同七五〇条)、などである。これに対して、戸主は家族の扶養義務を負っている。(同七四七条)

なお、このほか、戸主は祖先祭祀権と家産の独占支配権を有した。

〔注七〕 家の制度の廃止について、これは、民法上の家の制度を廃止するのであって、これによって現実の親族的共同生活たる家の制度を否定するのではなく、むしろわが国の美風として永く尊重保護すべきであるとする説(奥野健一「改正民法概説」法律タイムズ一巻六・七号一八ページ)と民法上の家と習俗上の家とが実際上の国民生活においては殆んど分離であるから、家族制度民主化のために家を廃止することは、民法上の家のみならず、国民意識に敲存する家の觀念を払拭するものでなければならぬとする説(青山道夫「近代家族法の研究」九七ページ)とがある。

〔注八〕 法律の分野では、生活単位として「家族」を対象としないで、「世帯」を対象としている。通常、世帯とは、現実に住居および生計を同じくしている者の集団という。したがって、世帯には一定の親族を中心とすることが多いが、他人が入ることもある。また、これは、複数であることを要せず、一人でも独立した住居または家計を有する者であればよい。

しかし、法律上世帯の構成範囲については、各々の法律によって異っている。たとえば、住民登録法では、親族以外でも住居および生計を一にしていれば、世帯に含まれる。(同法第三条) 農地法では、住居および生計を一にする親族を世帯員とするが、特別の事情により一時住居または生活を異にする者も世帯員としている。(同法第二条)

〔注九〕 西原道雄「生活の場としての家族と家族法」法律時報第三七卷第一二二六ページ

〔注一〇〕 家族の概念に関する各説については「講座社会学」第四卷一七ページ以下を参照されたい。

〔注一一〕 森本武也「家族関係入門」六ページ

〔注一二〕 森本武也、前掲六ページ

〔注一三〕 西原道雄「現代社会と家族」現代法第八卷一一七ページ

〔注一四〕 松本暉男「日本家族法の運命」法律時報第三七卷第一二五五ページ

〔注一五〕 家族の周期について、家族の生活史に沿って分析すると、家は、形成、膨脹、縮少、消滅という生活周期を不可避免的に有する。周期の各段階の区切り方には、論者によって異なるが、通常次の四つの段階に区分することができる。

第一段階 まだ子のない夫婦

第二段階 長子が生れてから一四歳をこえない間。子の数が増加していく時期

第三段階 長子が一四歳をこえ三五歳未満の間。子が婚姻して家庭を出てゆく時期

第四段階 長子が三五歳以上、夫婦は老境に入り、一方あるいは双方の死亡により家族が消滅する時期

周期の段階によって家族構成はもとより暮し向きや社会活動にも顕著な相異が生じている。

〔注一六〕 家族の構成が無限に拡大されて行くとしても、その家族の内部関係について、「たとえ、親子関係の延長によって拡大すれば、結局、核心家族の複合をなしている。」(松原治郎「現代の家族」九ページ)ことに留意する必要がある。

〔注一七〕 この図は、松原治郎東大助教授が厚生省人口問題研究所の統計(昭和三二年調査)に基づいて作成されたものを参考とした。(松原治郎、前掲九三ページ)

〔注一八〕 小山隆「家族構成」(人文学報第二十九号、八ページ)

この調査は、昭和三五年度の厚生行政基礎調査の資料に基づき、一七、七八三世帯、世帯人員七九、四五三人を対象としている。

〔注一九〕 村井隆重「世帯の分析」(厚生の指標第二二巻第一五号、四九ページ)

この調査は、昭和三九年度の厚生行政基礎調査票を資料としている。

〔注二〇〕 森岡清美「家族社会学」二九ページ

〔注二一〕 課税単位としての家族(世帯)が、社会学上の家族と一致せず異なる概念を用いるが、それは、法が生活単位とし

資産合算制度に関する一考察

ての家族（世帯）を対象とするときに、その具体的な内容が個々の法制的趣旨目的から独自に定められるのであることから、許されるであろう。

〔注二二〕 夫婦の経済生活のタイプについては、林大造「所得税の基本問題」（三四ページ）を参考にした。

〔注二三〕 世帯における財産の共同意識について、「女の人も働いているところについて、自分たちの収入をどうしていますかという」と、みんな残ったら、……夫の名前で預金していますなどということ。日本の女の人は、まだまだ権利意識がありませんね。うちのものがふえたと思っっているのです。」と田辺繁子氏が財産関係の現状を述べている。（「家族法上の妻の地位」座談会）ジュリスト第三四四号、三七ページ）

〔注二四〕 沼辺愛一「家族法上の妻の地位に関する婦人青少年問題審議会の意見について」ジュリスト第三四四号、四一ページ

〔注二五〕 この調査は、家族法（民法第四・五編）が現実の生活にどれだけとけこんでいるかについての世論調査で、昭和四四年

三月一日に発表された。この調査方法は、全国の二〇歳以上の男女三、〇〇〇人（うち六〇歳以上は四二八人）を対象に、直接面談により行なわれた。その回収率は、八五％である。

〔注二六〕 民法では、夫婦の財産制について明確な規定がないが、第七六二条の解釈から、「夫婦半分づつ」とする説と「夫だけのもの」とする説がある。

〔注二七〕 林大造・前掲三五ページ

〔注二八〕 高野耕一「家族法上の妻の地位」（座談会）ジュリスト第三四四号三九ページ

〔注二九〕 家族社会学では、家族の類型に当たって、子が婚姻生殖家族を形成後、親と同居するか否かによって、家族を小家族直系家族、複合家族に分類している。

〔注三〇〕 松原治郎・前掲三八ページ

## 第四章 世帯単位課税の対象としての所得

## 第一概 要

課税単位として世帯単位の課税は、拒税力に即した課税または所得の分散による税負担の軽減を防止するいわゆる税負担の公平の見地から、個人単位の課税に比較して妥当な税単位である。この世帯単位の課税の対象となる家族は、わが国の戦前の所得税制における広い範囲の家族でなく、今日では、夫婦と未成熟の子からなる家族である。この家族を課税単位として、その家族の構成員である各個人の得た所得を合算して課税するのが、世帯単位の課税である。

では、各世帯員の得た所得を合算するとしても、あらゆる所得を合算して課税することが合理的であろうか。所得には、その発生の源泉によって各々異った性質を有している。この性質の異った所得を、所得という一義的な概念によってあらゆる所得を合算課税することは、なお検討しなければならない問題であろう。

たとえば、現行の所得税法においては、所得をその性質に応じて一〇種類に分類し、その各人の所得について所得の計算方法または課税方法などに異った取扱いを行なっている。

また、現行の資産合算制度においては、利子・配当・不動産所得についてのみ合算課税を行なっており、その他の所得については個人単位の課税が妥当するとしている。(この点については第五章にて具体的に検討する。)

さらに、外国の税制でも、イギリスでは、妻の勤労所得について、特にその所得の九分七に該当する金額の控除が認められている。(注一)

したがって、世帯単位の課税が妥当するとしても、所得の性質の差異からあらゆる所得について当然に合算課税が妥当するものではない。

各種の所得について、その発生源の相違により、①財産から生ずる所得、②勤労から生ずる所得、③その他の所得の三つに大別

資産合算制度に関する一考察

できるが、これらの所得が世帯単位の課税の趣旨に照らして妥当であるかどうか。また、もし問題があるとするならば、それに対してどのような措置を講じる必要があるか、を検討する。

なお、現行の所得税法が所得を一〇種類に分類しているが、この分類された所得が、その各々の所得と性格を同じくする所得を完全に包含しているとはいえない。たとえば、利子所得については、一般的に利子の性質を有する個人の貸付金の利子が含まれていないし、(注三) また、事業所得については、その所得の内容を厳密に分析するならば、その発生の源泉から経営者の働きに対する報酬と資本から生ずる収益とによって構成されている。

このように、現行の所得税法における所得の分類について若干の問題があるが、大部分の所得がその性格に基づいて分類されていること、および、本論文の意図からしてその所得の分類を再編成する必要性が少ないので、現行の所得の分類を踏襲しながら、世帯単位の課税の対象としての所得を説明することとする。

## 第二 財産から生ずる所得

これは、個人の所有する財産から生ずる所得で、いわゆる利子・配当・不動産・譲渡・山林の各所得である。これらの所得は、財産を介在しているので、個人単位の課税のものでは、既に第二章で述べたように、家族の内部において財産を分割することにより所得の分散を図り、その結果、税負担の軽減を実現することが可能である。このように財産の所有者が私法における私的自治の原則を活用して税負担の軽減を達成できるのである。このように財産の所有者が故に分散ができないことから、両者の間に著しい課税の不公平が生じる。この課税の不公平を解消する見地により財産から生ずる所得については、積極的に世帯単位の課税が要求される。

なお、この問題に関連して所得税と贈与税との二重課税の意見がある。すなわち、財産の所有者が家族の者に財産を分割したとき

には、現行では贈与税が課税されることになっている。一度、贈与税を課税していながら、所得税制が世帯単位の課税であるときには、その財産からの所得について再び財産の所有者の所得に合算されて課税されることが多いので、二重課税の意見が生じている。しかし、贈与税は、本来相続税の補完税であり、贈与税が課税されたことにより将来相続税が課税されないことになる。

これに対して、所得税では、その贈与された所得から新しく発生する所得について担税力に即応して課税されるのであり、その課税方法として世帯単位の合算課税がなされるのである。この点、分割された財産に対して贈与税が課税されたとしても、その財産から生ずる所得に対して、担税力に即応して所得税を課税することは、何ら矛盾するものでなく、また二重課税でもない。

つぎに、財産から生ずる所得のなかには、財産の運用から生ずる利子・配当・不動産の各所得と、財産の譲渡から生ずる譲渡・山林の各所得がある。この譲渡、山林の各所得については、その発生が偶発性の所得であり、かつ、通常財産を長期間保有していることによって所得が発生するという、特殊な性格を有している。その所得の発生は、保有している間の各年には胎していたのであって、それが譲渡を契機として、長期間にわたって蓄積されていた未実現利益が一挙に実現され、所得となるのである。したがって、累進税率の構造のもとでは、税負担が過重になることから、現行ではその課税に特別な措置が講じられている。

すなわち、譲渡所得のうち長期の譲渡所得については、特別控除額を控除し、(短期の譲渡所得から控除している場合は除く。)その控除後の金額と一時所得を合計した金額の二分の一の金額を総所得金額に算入し、短期の譲渡所得については、特別控除額を控除した金額を総所得金額に算入する。山林所得については、租税政策上(注四)、総所得金額に合計されず、それらから分離して、五分五乗の課税が適用されている。

このように、譲渡・山林の各所得については、税負担の軽減を意図して特別な措置が講じられているので、これに反して税負担の増加をもたらす世帯単位の課税は矛盾するように考えられる。しかし、これらの所得について所得の性格に基づいて課税計算上特別な措置が既に講じられているのであるから、その特別な措置によりその所得の特殊な性格が解消されていると解せられる。であるか

ら、その特別な措置後の所得について世帯単位の課税を行なうことは、何んら矛盾するものでなく妥当な措置である。

ただ、山林所得については、現行では総所得金額から分離されることになっているから、世帯単位の課税においても、世帯としての総所得金額に合算されない。ただし、世帯のなかにあって山林所得を有する者が二人以上いる場合には、その山林所得についてのみの世帯単位の課税が妥当することになる。

### 第三 勤労から生ずる所得

勤労から生ずる所得とは、個人の労働の対価として稼得する所得で、給与所得・退職所得・事業所得（注五）がある。

これらの所得が、財産から生ずる所得と異って、個人の労働と所得とが密着した関係にあることから、自由な所得の分散が不可能である。この点、個人単位の課税のもとでも、税負担の軽減という弊害が少なく、財産から生ずる所得ほどに積極的に世帯単位の課税が要請されない。しかし、担税力に即応した課税という見地からすると、家族のなかに一人の所得者がいる場合と二人の所得者がいる場合には、個人単位の課税のもとで、比較してみると後者の税負担が軽過ぎるのであるから、世帯単位の課税を必要とする要素がある。

さらに、個人単位の課税のもとにおいて、家族のなかに二人の所得者がいる場合の家族の相互間においても、各々の所得者の所得が均等な所得であるか、または、ある者の所得が多額であり他の者の所得が少額である、いわゆる不均等な所得からなっているかによって、それらの家族の税負担に著しい差異が生ずる。この点、世帯単位の課税では、家族の内部における所得構成の差異による税負担の不公平が解消される。これらの結果からして、勤労所得が生ずる所得について世帯単位の課税が妥当することになる。

しかし、勤労所得を得るために、個人の労働や自由な生活行動を犠牲にしていることから、次のような問題がある。

まず、夫婦ともに勤労から生ずる所得を得ている共働きの家族では、通常、妻は家事処理を犠牲にしながら、労働に従事している



のである。このように、家事処理の犠牲を支払いながら勤労所得を得ている理由としては、多くの場合にその家族の不足する家計の補助を主たる目的としているのではなからうか。もちろん、婦人の労働者のなかには、単なる家計の不足に対する補助の理由から職業に従事するのではなく、社会の生産活動への意欲から職業に従事している者もいるのであろう。しかし、わが国の現状では、そのような意欲から職業に従事している既婚の婦人は少なく、多くの婦人達が家計の補助的な理由から職業に従事していることは、次の調査から妥当するであろう。

まず、未婚の女子従業員に対する意識調査として、「結婚後の共働きについて、どうお考えですか」(注六)といふアンケートの結果から、結婚したら止める者が四二・四％、子供ができたら止める者が一九・六％であり、反対に結婚しても将来とも職業を続ける者が僅かに五・六％である。(不明が二七％)この結果から、「積極的に続けるや、経済的に安定するまで続けるという女性の、なんと少ないことか」(注七)と指摘されているように、大多数の者が結婚後の家庭外への労働を拒否している状況である。

さらに、実際に職業に従事している既婚の婦人に対する調査では、「あなたは、婦人が職業につくことについてどう思いますか」(注八)といふアンケートの結果から、家計が苦しくなければ働く必要がないとする者が五一％と多数であり、「いまだに、自己の労働をいわゆる家計補助型態と関連させて考える人が多い」(注九)と、既婚の職業婦人の意識を説明されているように、妻が職業に従事しているのは、多分に家計不足からの要請にほかならないことが、一般的な傾向であるといえる。

これらのことから、夫婦が共に勤労所得を得ている家族の場合には、それほど高額な所得を得ている者ではなく、多くの者が低い所得者層の家族であろう。このような低所得者層に属する妻が家計の補助的な役割を担って得た所得に対して、世帯単位の合算課税の結果として高い税率を適用し、多額な税負担を負わすことは、税制として妥当なものでない。

つぎに、夫婦共働きの家族では、各々の所得を得るために、家庭生活を著しく犠牲にせざるをえないであろうし、また、それに伴って家事費用や子女の養育費に多くの支払を必要としている。この点について、イギリスの王室委員会では、「妻が働いている場合

の夫婦者の課税能力と、妻が家庭にとどまっている場合の夫婦者の課税能力との間には、明白な差異がある。われわれは、妻が働いているという事実が、さもなければ、負担しないですむ費用を夫婦の家計に負担させるといふ見解に理由がある。」(注一〇)とし、イギリスでは、妻の勤労所得について、その所得の九分の七という金額の特別控除(最高控除額二二〇ポンド)を認める措置を請じている。

これと同様に、わが国においても、税負担の公平の見地から、妻の勤労による家事処理の犠牲ならびにそれに伴う家事費用および養育費等の余分な諸費用を見込んで、妻の勤労所得について多額な控除を認めることが考えられる。しかし、この家事処理の犠牲およびそれに伴う余分な諸費用の数量については、その勤労者の個人的な事情、すなわち雇用の性質、労働の時間、勤務の場所、さらに家族の構成状況、家庭生活のあり方などに多分に依存している。そのために、これらの数量と勤労所得との間には明白な関係がなく、この特別控除の合理性が薄弱とならざるをえないという問題がある。

さらに重要な問題として、わが国では妻の勤労所得のなかには、家庭と勤務先とに特別な関係がない一般的な会社等から得る勤労所得のほかに、生計を一にする親族が経営する個人事業からの専従者給与や、法人成の企業から得る報酬などがある。この場合、家事従事と勤労への従事との区別が不明確な場合が概して多く、これに対して税法では一定の条件のもとに専従者給与の取扱いを認めざるを得ない、したがって、これらの専従者給与等の勤労所得を得る家族と一般的な勤労所得を得る家族とは、その勤労に伴う余分な諸費用の支払について一般的には差異がある。専従者給与等それ自体について、事業所得が家族に分割され、税負担の軽減が意図されている傾向にあるにもかかわらず、さらに妻の専従者給与等について勤労所得であることから同一の特別控除を認めざるを得ないことによるが、それは過度な税負担の軽減を認めることになる。

この点、世帯単位の課税における税負担の増加に対する調整措置として、イギリスでは、妻の勤労所得の特別控除が多くの役割を果しているが、わが国では、妻の勤労所得に対して特別控除を認めることは、別の点で、税負担の公平を阻害し、妥当しないである

う。

また、家族内部での所得構成の差異による税負担の公平の問題に関連して、最近、サラリーマン減税において問題視されている、給与所得者と事業所得者との間の税負担の不均衡の問題がある。これらの問題のうち、課税単位の問題としてたとえば夫が会社勤務であり、妻が家事に従事している典型的なサラリーマンの家庭では、夫一人が所得者であるのに比較して、農家では三チャン農家といわれるように、夫が会社等の農業外の労働に従事し、妻が農業に従事している場合が多く、(注一一)この結果一つの家庭において所得が二人の者に分割されるのでその結果税負担の軽減がなされている。同様に事業経営者についても法人組織を利用して本人の家族を法人の従業員とし、報酬を与えることによって所得の分割が可能である。また、個人企業であっても家族をその事業の専従者とし、給与を与えることによって、結果的に事業所得を家族に分割して税負担の軽減の可能性がある。

もちろん、この所得の分割には、財産から生ずる所得の分割と異って、家族がその事業に実際に従事することを必要とするので、理論的にはし意的な所得の分割とはいえない。しかし、家族の労働およびその対価等が家族の内部における行為であることから、運用上それらの行為が所得の分割に利用されることは、事実としてあり得るであるし、實際上これらが多くが見受けられている。(注一二)

この点、個人単位の課税においては、給与所得者と事業経営者または農家との間には、所得の分割による税負担の不均衡が生じる余地がある。これは、税制を著しく害するものであり、その是正の措置としてアメリカなどで行なわれている二分二乗の課税方式がある。(注一三)

この二分二乗の課税方式の計算方法は、夫婦の所得をすべて合算し、その合計金額をまず二分し、その二分した金額に対して税率を適用し、その得られた金額を再び二倍したものが納税額となるという方法である。

この結果、現行の累進税率のもとにおいては、各々が所得を有する二人が婚姻した場合に夫婦の所得を単純に合算して税率を適用

する課税方法に比較して、この課税方式は税負担の増加をきたさない面がある。また、これは、先に問題とした妻の家庭内の労働の犠牲を大まかではあるが考慮している面がある（注一四）などの利点を有している。

反面、この二分二乗の課税方式にも問題がある。（注一五）この課税方式では、合算課税による税負担の増加を防いでいるが、現実の効果として高額所得に対して大幅な減税となる。たとえば、現行の所得税率のもとにおける各所得階層の税負担を試算すると、第四表のとおりとなる。この結果から、まず、最低の税率階層の所得者には、税負担の軽減がなく、課税所得の増加に伴って税負担の軽減額が大きくなり、課税所得四〇〇万円の階層において軽減割合が最も大きく、さらに課税所得が増加するにつれて軽減割合が小さくなるが、最高の税率階層（税率七五％）では実際の軽減される額が九、五七六、〇〇〇円の多額になる。

さらに、わが国の所得階層別の納税人員の分布状況（第五表）では、課税所得三〇万円以下の階層に属する者が五五・八％と半数以上であるから、これらの多くの者が、二分二乗の課税による税負担の軽減の効果を受けないことになる。

また、この課税方式が妻の家庭内の労働を粗雑に考慮するとしても、その金額の変動が余りにも大き過ぎる。

これらの点から、二分二乗の課税方式は、担税力に即応した税制として不合理な面を含んであり、この課税方式の実現に対しては塩崎潤氏が、「二分二乗の課税をやるということになりますと、現在の累進税率の構造を非常に大きく考えなければならぬ」という大問題がある。（注一六）と指摘されている点に注目しなければならぬ。

これに対して、中堅所得階層以下の所得者に対しては二分二乗の課税方式と同様な効果を実現するが、それ以上の高額所得階層の所得者に対しては、税負担の軽減額を一定にして、二分二乗の課税方式の不合理性を是正した課税方式としては、スエーデンの課税方式がある。

これは、独身者の税率の階層の刻みに比較し、一定所得階層以下の夫婦所得者については、税率階層の刻みの幅を拡大した特別の税率表を設け、それを適用する課税方式である。

第4表

## 現行税制と二分二乗課税方式の税負担の比較

(昭和44年平年度税率)

資産合算制度に関する一考察

課税所得	税率	税 額		差 額	
		現 行	二分二乗	金 額	割 合
A	B	C	D	E	F
千円	%	千円	千円	千円	%
300	10	30	30	—	—
600	14	72	60	12	16.7
1,000	18	144	116	28	19.4
1,500	22	254	198	56	22.0
2,000	26	384	288	96	25.0
2,500	30	534	398	136	25.5
3,000	34	704	508	196	27.8
4,000	38	1,084	768	316	29.2
5,000	42	1,504	1,068	436	29.0
7,000	46	2,424	1,788	636	26.2
10,000	50	3,924	3,008	916	23.3
20,000	55	9,424	7,848	1,576	16.6
30,000	60	15,424	13,348	2,076	13.5
45,000	65	25,174	21,848	3,326	13.2
65,000	70	39,174	34,098	5,076	13.0
100,000	75	65,424	57,348	8,076	12.2
200,000	75	140,424	130,848	9,576	6.8
1,000,000	75	740,424	730,848	9,576	1.3

(注) 課税所得は、所得税率表の所得金額の区分に準じた。

税率は、課税所得の金額が所得税率表の所得金額とみなしたときの税率である。

$$E = C - D, \quad F = \frac{E}{C}$$

現行の税率表を基にしてスエーデンの課税方式の税率表を作成すると、第六表のとおりである。この税率表によって、具体的な税負担の金額を試算すると、第七表のとおりになる。

この結果からすると、低所得階層の所得者については二分二乗の課税方式に比較して税負担の軽減効果が大きく、反面、一定の所得階層(例では六〇〇万円)以上の高額所得者に対しては税負担の軽減が小さく、その金額も一定の額(三三三、〇〇〇円)に押えられることになる。

これらの点から、少なくとも二分二乗の課税方式に比較して、スエーデンの課税方式の方が、世帯単位の課税における担税力に即応した課税

第5表 納税人員の分布状況（所得階級別）

総所得階級	金額区分	納税人員	課税所得階級	金額区分	構成割合
	30万円以下	298,795	}	5万円以下	%
	40 "	352,217			
	50 "	449,061			
	70 "	711,078			
	100 "	552,616			
	200 "	570,885			
	300 "	160,007			
	500 "	94,054			
	1,000 "	41,752			
	2,000 "	8,282			
	2,000万円超	1,946		1,955万円超	
	—	3,240,693		—	100

資産合算制度に関する一考察

(注) 資料は、「国税庁統計年報書」（昭和41年）所得階級別人員による。  
 調査対象は、昭和41年分の所得税について申告納税額がある者である。  
 課税所得金額は、\*総所得金額から課税最低限の金額(45万円)を控除した。  
 課税最低限は、昭和41年夫婦、子供3人の事業所得者のものである。

第6表 スウェーデンの課税方式の税率表の例示  
 (昭和44年平年度税率)

税率	現行課税所得	スウェーデンの課税方式	
		独身者	夫婦者
%	千円以下	千円以下	千円以下
10	300	300	600
14	600	600	1,000
18	1,000	1,000	1,700
22	1,500	1,500	2,300
26	2,000	2,000	3,000
30	2,500	2,500	3,800
34	3,000	3,000	4,500
38	4,000	4,000	5,300
42	5,000	5,000	6,000
46	7,000	7,000	7,000
50	10,000	10,000	10,000
55	20,000	20,000	20,000
60	30,000	30,000	30,000
65	45,000	45,000	45,000
70	65,000	65,000	65,000
75	65,000千円超	65,000千円超	65,000千円超

(注) 税率の累進の刻みの幅および中堅所得階層の範囲については適宜に定めた。

第7表

スエーデンの課税方式における独身者と夫婦者の税負担の比較

資産合算制度に関する考察

課税所得	税 率		税 額		差	
	独身者	夫婦者	独身者(A)	夫婦者(B)	税 額(C)	割 合(D)
千円	%	%	千円	千円	千円	%
300	10	10	30	30	—	—
600	14	10	72	60	12	16.7
1,000	18	14	144	116	28	19.4
1,500	22	18	254	206	48	18.9
1,700	26	18	306	242	64	20.9
2,000	26	22	384	308	76	19.8
2,300	30	22	474	374	100	21.1
2,500	30	26	534	426	108	20.2
3,000	34	26	704	556	148	20.0
3,800	38	30	1,008	796	212	21.0
4,000	38	34	1,084	864	220	20.3
4,500	42	34	1,294	1,034	260	20.1
5,000	42	38	1,504	1,224	280	18.6
5,300	46	38	1,642	1,338	304	18.5
6,000	46	42	1,964	1,632	332	16.9
7,000	46	46	2,424	2,092	332	13.7
10,000	50	50	3,924	3,592	332	8.5
20,000	55	55	9,424	9,092	332	3.5
30,000	60	60	15,424	15,092	332	2.1
45,000	65	65	25,174	24,842	332	1.3
65,000	70	70	39,174	38,842	332	0.8
100,000	75	75	65,424	65,092	332	0.05

$$C = A - B$$

$$D = \frac{A - B}{A}$$

として、より妥当するといふことができるであらう。

勤労から生ずる所得に対する以上の検討の結果からして、この所得といえども担税力と即応した公平な課税という見地から、一応世帯単位の課税の対象となる。

しかし、世帯単位に課税するとしても単純に夫婦の所得を合算し、現行の税率を適用する課税方式では、共働きの家族が所得を得るために犠牲や余分な費用を支払っているにもかかわらず、多額な税負担を負うこと、共働きの家族には低所得階層に属する者が多く、妻の勤労が家計の不足の補助を意図しているのに対して、合算課税により高い税率を適用することが妥当でないことなどの問題点がある。

これに対処するために、二分二乗の課税方式が考えられる。この課税方式では、共働きの夫婦における単純な合算課税から生じる税負担の増加を解消する利点があるが、反面高額所得階層に属する者に対して大幅な減税をもたらす難点がある。この難点を解決するものとしてスエーデンの課税方式であり、世帯単位の課税としてこの課税方式が考えられる。また、この課税方式によって、勤労から生ずる所得に係る問題が解決される。しかし、このスエーデンの課税方式を採用するには、現行の税率構造を抜本的に改革することを必要とし、そのために、税率および階層の幅など多くの問題が発生し、實際上税制を改正することは難しく、将来の問題とされよう。

したがって、世帯単位の課税においても現行の税率体系を変更することはできないとするならば、勤労から生ずる所得については財産から生ずる所得のように、積極的に合算課税する要素が少ないこと、反面、合算課税することに伴う問題点が多いだけに、世帯単位の課税の対象として勤労から生ずる所得が妥当しないといわざるをえないであらう。

#### 第四 その他の所得



これは、財産または勤勞から生ずる所得以外の所得で、一時所得および雑所得である。

まず、一時所得は、利子所得から譲渡所得までの所得以外の所得で、勞務その他役務または資産の譲渡の対価としての性質を有しないものであって、かつ、それが継続して発生しない所得である。(注一七)したがって、その発生において勞務その他役務の対価でないことから、勤勞から生ずる所得のように合算課税において何らかの調整を必要としないし、また、資産の譲渡の対価でないことから所得の分散という問題がなく、この点、積極的に世帯単位の課税が要求されることがない。しかし、この所得は、懸賞の賞金品、競馬の馬券の払戻し金等、その発生が偶発的な動機によるものであるから、この所得自体の性格から世帯単位の課税が適するか否かというのではなく、むしろ、所得税の課税単位として家族の実態に即して担税力をは握し、課税することから、この所得が世帯単位の対象として適するものであるといえる。

なお、一時所得は、前に述べたとおり譲渡所得と合計したうえで、その金額の二分の一の金額が総所得金額に算入されるという特別な取扱いが講じられているのであるから、その取扱いを受けた後の所得は合算対象の所得となる。

つぎに雑所得とはこれまでの利子所得から一時所得までのいずれの所得に属さない所得を包括した所得である。(注一八)したがって、雑所得としての性格を一義的に定めることは難しく、各種の性格を有した所得をこの所得に含んでいる(注一九)ので、この多義的な性格を有する雑所得それ自体を以って、世帯単位の課税が適するか否かを判断することはできない。

雑所得については、例外として所得の分類によるのではなく、その内容として、具体所な所得についてその各々の性格から他の類似する所得と同様な取扱いを行なうことが考えられるであろう。

〔注一〕 妻の勤勞所得の控除は、勤勞所得それ自体の性質によるものではないが、その所得を得るために妻の勞働を必要とするので、イギリス王室委員会では妻が働いている場合の夫婦者の課税能力と妻が家庭にとどまる場合の夫婦者の課税能力の間には明白な相違があるとして、この優遇措置を認めている。(イギリス王室委員会「課税単位の理論」大蔵省主税局、調査時報第

二卷第一〇号、四四ページ)

資産合算制度に関する一考察

〔注二〕 所得の分類がその所得の性格と一致しないのは、分類の方法が所得の性格の相違のほかに所得計算の差異または源泉徴収の対象になるか否か等の要素を基にしているからである。

〔注三〕 個人の貸付金の利子は、それ自体の性格からは利子所得の範ちゅうに入るのであるが、利子所得の計算方法または源泉徴収の便宜性などから、利子所得から除かれている。なお、個人の貸付金の利子は雑所得であり、町の金融業者が行なう貸付金の利子は、事業所得である。

〔注四〕 山林所得は、譲渡所得と似た性格であるにもかかわらず、譲渡所得と異って分離課税であるのは、「現在の五分五乗方式は、理論的には軽減しすぎていることになっている。しかしながら、森林資源の確保が緊要である事情も無視できないので、この際としては、中小所得者の負担軽減を中心として負担緩和することが適當である。」という租税政策上の理由である。

〔税制調査会〕「当面実施すべき税制改正に関する答申の審議と経過の説明」昭和三五年一月、三六二ページ）

〔注五〕 事業所得について、勤労から生ずる所得とすることに若干の問題があるが、一般的に個人が多くの労働等を費やしていることから、勤労から生ずる所得として取り扱うことが適當とする。

〔注六〕 この調査は、サンデー毎日編集部が一一の企業の協力を得て、年令層がほぼ二一歳、二二歳で平均勤続年数三年七か月の女子従業員五〇〇人を対象としたものである。（サンデー毎日編集部「BG五〇〇人にきく六九年の結婚の条件」サンデー毎日昭和四年一月二六日号、四〇ページ）

〔注七〕 サンデー毎日編集部・前掲四六ページ

〔注八〕 この調査は福武直氏が全専売の女子労働者を対象に調査したものである。（福武直「日本人の生活意識」二四四ページ）

〔注九〕 福武直・前掲二四四ページ

〔注一〇〕 イギリス王室委員会・前掲四四四ページ

〔注一一〕 農業所得の帰属については、次のとおり取り扱われている。

生計を一にする夫婦間においては、両者のその農業の経営についての協力の度合、耕地の所有権の所在、農業経営についての知識経験の程度、家庭生活の状況など総合勘案して農業の経営者が定められるが、生計を主宰している方が会社などに勤務し、するなど他に主たる職業を有し、他方が家庭にあつて農業に従事している場合には、

(一) 家庭にあって主として農業に従事している者が、①その耕地の大部分(約八〇%以上)につき所有権または耕作権を有しているとき、②農地がきわめて小規模(おおむね田三反歩程度未満)であつて、その者の内職の域を出ないと認められるときなどは、その家庭にあって農業に従事している者がその農業の経営者であるものとする。

(二) 会社等に勤務するなど他に主たる職業を有する者が、①主たる職業に専念しているため、その農業の経営を主宰していないと認められるとき、②勤務地が遠隔地であるため、事実上その農業を主宰できないときなどは、その家庭にあって主として農業に従事している方がその農業の経営者であるものとする。

(三) その他のときには、会社等に勤務して者がその農業の経営者である。

[注一二] たとえば、個人企業の法人成りの現象がある。法人成りの大きな理由は、法人になることにより、文句なく家族従業員に対して給与の支払が認められるからである。それによつて、事業の所得が法人の所得と家族の所得に分割され、税負担の軽減がなされる。

[注一三] アメリカにこの制度が導入されたのは、一九四八年である。

これが導入されたのは、アメリカの一部の州において古いスペインの植民地の私法が適用され、通常、夫婦の財産につき夫婦共有財産制度であり、夫婦の一方の所得は、夫婦がそれぞれ半分ずつ取得することになっていた。したがつて、一九四八年以前から、これらの州では事実上の二分二乗の課税方式が適用されていた。そのため、他の州との税負担の不公平が問題になり、その他の州も私法上の制度を夫婦共有財産制度に切り替えていく傾向にあつたからである。(なお、詳しいことは、林大造「所得税の基本問題」四三ページ以下を参照されよう。)

この点、本稿での所得の分割に対する意図とは異なる。

[注一四] ヴィッカーリは、二分二乗の課税方式の長所の一つとして、「それが家庭内における妻の仕事の価値をば、粗雑であるが斟酌する場合があることがあげられる」と述べている。

(ヴィッカーリ「ヴィッカーリの所得税および法人税論」(大蔵省主税局訳)、調査時報第三八巻特別第二号九八ページ)

[注一五] 塩崎潤氏は、この問題点について、

資産合算制度に関する一考察

- ① 高所得者にとって非常に大きな減税となること
- ② 夫の資産所得について、当然にその半分が妻の貢献によるものだということができないこと
- ③ 夫婦者と独身者との間の税負担の不均衡であること。特に、独身者が扶養親族を有している場合には、その差異が著しいこと

などを指摘している。

〔塩崎潤、座談会「所得税法の基本的考え方」税経セミナー昭和四三年四月号二一七ページ〕

〔注一六〕 塩崎潤・前掲二一七ページ

〔注一七〕 一時所得には、たとえば次のような所得がある。

- ① 懸賞の賞金品等
- ② 競馬の馬券の払戻金等
- ③ 法人から贈与を受けた金品
- ④ 借家権者が受け取る立退料
- ⑤ 遺失物の拾得による報労金等
- ⑥ 生命保険、火災保険の満期返戻金等
- ⑦ 災害見舞金、結婚祝金品等

〔注一八〕 雑所得について、金子宏教授は「法は、雑所得の意義につき、利子所得ないし一時所得以外の所得をいう、としか規定していないが、それが、利子所得ないし一時所得以外のすべての所得を意味していることは、明らかである。」と、包括的な所得であることを述べている。

〔金子宏「租税法における所得概念の構成」法学協会雑誌第八五巻第九号三八ページ〕

〔注一九〕 雑所得について、たとえば次のような所得がある。

- ① 機械、器具、特許権などの使用料
- ② 株式などの有価証券の継続的な売買による所得

- ③ 通則法第五八条第一項の還付加算金
  - ④ 三年以内の山林の譲渡による所得
  - ⑤ 著作権者以外の者が受ける著作権の使用料
  - ⑥ 郵便年金や生命保険契約に基づく年金
  - ⑦ 貸付金の利子
- (これらの所得であっても、事業所得等他の所得となる場合は除く。)

## 第五章 資産合算制度について具体的考察

### 第一 概 要

資産合算制度について、これは「資産所得の名義分割による税負担の不当な軽減を避けるために、高額所得者の世帯に対しては世帯員の資産所得を主たる所得者に合算する制度である。」という意見がある。(注一)

確かに、この制度が資産所得のし意的な所得の分散による税負担の軽減を防止する機能を果していることは認められるが、これが本来の趣旨であるとするのは、資産所得について所得の分散であるか否かに関係なく、一定範囲の親族の有する資産所得をすべて合算課税することからして、妥当でない。

資産合算制度の本来の趣旨は、むしろ所得税の基本的な問題である課税単位の問題から、導き出されなければならない。

所得税が担税力に応じた最も公平な租税であるということから、たとえ個人によって所得が取得されているとしても、個人が世帯として生活を営んでいるという事実配慮に配慮しなければならない。この点、担税力に応じて所得税を負担するという見地から、個人

位の課税では、実体が同じでも法的構成を容えて所得者を多数にすることによって合法的に税負担を軽減できる不合理があるから、本来、課税単位としては世帯単位の課税が適するものである。

しかし、世帯単位の課税が適するとしても、単純に各世帯員の所得を合算する課税方式では、勤労から生ずる所得については、先に述べたように多くの問題がある。合算課税が無理であるといえるし、実際問題として、共働きの夫婦にはそれほどの大きな所得を有するものがないので、個人単位の課税においても税負担の不均衡をそれほど問題にする必要がない。これを解決するには、これを対して、資産所得については、高額所得者の多くの者が資産所得を有し、かつ、それを世帯員に分散する傾向にあるという点から税負担の不均衡が大きくなり、積極的に世帯単位の合算課税が要請されるのである。

このような観点から現行の資産合算制度の諸規定のうち、おもなる規定である、①合算対象世帯員、②主たる所得者、③合算対象所得について考察し、若干の問題点を提起したい。

## 第二 合算対象世帯員の範囲

現行の所得税法において合算の対象となる世帯員は、「生計を一にする」「夫と妻」、「父または母とその子」および「祖父または祖母とその孫」である。子および孫については、配偶者または子を有する場合、または資産所得以外の所得の合計金額が一〇万円をこえる場合には、この範囲から除外されている。(注二)

このような世帯に合算対象世帯員の範囲を限定したことに對して、合算課税の意図のなかに財産所有者の所得の分散に備える意図があること、および実際の日常生活には広い範囲の親族が含まれていることなどから、合算対象世帯員の範囲が狭ま過ぎるとし、その範囲を夫と妻、およびその子等に限定せず、さらに広く生計を一にする親族全般に及ぼす必要があるのではないか、という意見がある。

また、妻の場合には条件がなく、すべて合算対象世帯員の範囲に属するのに対して、子および孫の場合には、配偶者または子があること、あるいは一定金額の所得があることなど除外条件を規定しているのは、規定上の論理一貫性を有していないのではないか、または妻の場合に撤し過ぎるのではないか、という議論がある。(注三)

まず、合算対象世帯員について夫と妻、およびその未成年の子が妥当することは既に世帯単位の課税の対象となる家族の項で述べたところである。それ以外の親族が日常生活を共にしているとしても、いく組の夫婦が同居している場合、または職業を有して相当な所得を得ている子が同居している場合などでは、同じ家族といっても家族のなかでの親族相互間の結合状況が異なり、おおむね夫婦とその未成年の子を一つのグループとして成り立っているのが家族の実態である。したがって、シャープ勧告以前の税制において実施されていた広い範囲の親族を合算対象世帯員の範囲とすることは、今日の家族の実態に即応しない結果、妥当しないといえる。

また、祖父母と孫との関係について、通常父と母が死亡または特別な事情によって別居している場合に発生するものである。この場合の祖父母と孫との関係は、父母と子の関係に類似した機能を果していること、さらにより重要な要素として、父母と子の関係を回避する手段として祖父母と孫の関係が選択される可能性があるので、それを防止する役割がいわば本来の父母と子の関係を担保する補充的な機能を果たすことなどから、祖父母と孫は合算対象世帯員の範囲に要請されているのである。(注四)

つぎに、子および孫について一定の条件を規定することは、既に世帯単位の課税の対象としての親族で述べたとおり、子また孫が配偶者を有するなどは、たとえ日常生活を共にしているのであっても、もはや父母から実質的には独立していると解されるからである。

ただ、父母から独立していると解する条件については、肉体的、精神的、社会的、経済的な面など各分野からの観察方法がある。しかし、そのなかには執行上判断の困難なものがあり、事実認定の便宜性から外形的な基準、たとえば、年令(注五)、婚姻、義務教育の終了、兵役(注六)、職業に従事、所得の有無などが考えられる。それらのなかにあつて、既に家族を形成する婚姻、および

実際に独立の可能性がある所得の有無が、実態に即した基準であるといえる。この点、現行の規定が妥当である。

この所得の金額が現行の一〇万円では、経済的に独立できるか否か議論のあるところであるが、この金額が、他の規定すなわち控除対象配偶者または扶養親族の規定との関係において定まったものであり、その点から金額の合理性が認識されねばならない。(注七)

### 第三 主たる所得者の選定

主たる所得者とは、税額計算上合算対象世帯員の資産所得が合算される者である。

この主たる所得者を親族のなかのだれにするかにより、その結果としての親族全体の納税額に増減が生じる。したがって、主たる所得者の定義は、合算対象親族の内部におけるし意的な選択の行爲を排除し、確定的な方法によって主たる所得者が決定されることが望ましい。

現行の所得税法では、合算対象親族のうち、総所得金額から資産所得の金額を控除した金額がもっとも大きい者、または各親族の所得のすべてが資産所得である場合には、資産所得のもっとも大きい者が主たる所得者となる。(注八)

これは、その年の所得金額の大きさを基準とし、各親族の相互間の比較によって主たる所得者が決定される。したがって、この基準となる各親族のその年の資産所得以外の所得(山林・退職所得を含まない)が変動することにより、主たる所得者が変更される。この結果、年ごとに主たる所得者が交替することもあり、また極端な場合には、子が主たる所得者となり、父および母が世帯員になることもあり得る。(注九)

このように、主たる所得者が年ごとに交わったり、また子が主たる所得者になるということは、一般的な考え方である家族の中心としての役割を果たすのが世帯主であるという考え方から、著しく掛け離れることになる。

さらに、この資産合算制度が根本的には消費生活の単位たる家族の実態に基づいた制度であることからすると、主たる所得者も家



族の実態に基づいて決定されなければならない。すなわち、家族の内部において生活の中心となる者が主たる所得者になるということが要請される。

家族の実態については、既に世帯単位の課税の対象としての家族で述べたとおり、家族の中心となるのは夫と妻である。この観点からすると、第一次的には主たる所得者とは夫または妻のいずれかであり、子または孫が主たる所得者になるということが適當であるとはいえない。

つきに、夫と妻の間では、旧民法時代と異なって、今日夫婦の間では平等の原則が支配しているのであるから、実際に家族の生活のなかで中心となっている者がいずれの者であるかによって主たる所得者が定まる。この判定の基準となるものとしては、精神的・社会的・経済的な面など各分野のほか、さらにそれらを総合したものが基準として存在するであろう。しかし、それらの基準のなかには、親族のし意的な判断が介在しやすいもの、または事実の認定の困難なものなどがあるので、それらを除いた明確な基準としては家族の生活に貢献する夫と妻の各人の経済力すなわち所得金額をいう外形的な基準を選択することが、他のものに比較してより妥当なものである。この所得金額のなかに分散の可能な資産所得を含むことは、基準が再びし意的な行為の可能性を内在することになるので、主たる所得者の選択の基準として資産所得を除くことが必要になる。

これらの結果から、主たる所得者とは、夫または妻（祖父または祖母）のうち、総所得金額から資産所得の金額を控除した金額がもっとも大きい者とするのが妥当する。したがって、現行の規定から子および孫を主たる所得者から除外する旨の措置を講ずることが考えられる。

#### 第四 合算対象所得の範囲

現行の所得税法では、合算対象所得たる資産所得を利子所得、配当所得、不動産所得に限定して定義している。

#### 資産合算制度に関する一考察

これは、「世帯主の資産（たとえば株式、土地、家屋等）の名義を世帯員の所有に変え、資産所得を家族の間に分割することによって税負担を軽くすることができる。世帯員の資産所得は、名義のいかんをとわず、通常世帯主が自由に処分できるのが、わが国の実情であつて、単に名義を分割することにより、負担の軽減となるのは不合理である。」（注一〇）さらに、「資産所得については、世帯を課税の単位とする方が、生活の実態に即した課税となる。このような課税を行なえば、資産の名義の分割等、表面上の仮装によって不当に所得税が軽減されることを防ぐこともできよう。」（注一一）という趣旨から合算対象所得の範囲を限定している。

この趣旨からでは、資産所得のみが生活の実態に即した課税として世帯単位の課税が適すると解されている。確かに資産所得については、世帯単位の課税が適するであろう。しかし、世帯単位の課税が適するのは資産所得だけでなく、それ以外の所得についても本来、生活の実態に即した課税としての世帯単位の課税が適するのである。この点、既に世帯単位の課税の対象としての所得のところで述べたとおり、少なくとも勤労から生ずる所得および雑所得のなかでもこれに類する所得を除いた、すべての所得については合算対象所得の対象として適するといえる。

これらの所得のなかでも、譲渡所得、一時所得、雑所得のうちの一部の所得（注一二）については、あるものは一時的、偶発的な所得であるとか、また、あるものは比較的に事例が少ない所得であるという理由から資産所得の範囲から除外するのが妥当であるという意見がある。これは税制の簡素化の見地からの意見であるが、本来税制の簡素化は税負担の公平を著しく害しない範囲内で実施されなければならないのであつて、これらの所得を除外することは、税負担の公平の見地から妥当するものではない。

なお、山林所得については、既に述べたとおり、現行税法では分離課税が適用されているので、その点、合算対象所得の範囲に含まないことが妥当する。

したがつて、合算対象所得の範囲としては、資産所得という概念から若干逸脱するが、利子所得、配当所得、不動産所得、譲渡所得、一時所得、および雑所得のうちこれらの所得に類する所得とすることが妥当する。

〔注一〕 田中二郎「租税法」三六六ページ

〔注二〕 所得税法第九七条

〔注三〕 妻の場合について、参議院大蔵委員会における質問で、「妻なるがゆえに無条件で置くということは、少し妻に対してかわいそうじゃありませんか。私のいうのは、妻も資産所得以外に九万円（当時の制限金額）の収入があった場合の話ですよ。それは一般の家族並みにしてもいいんじゃないんですか。」と述べられている。（官報昭和三二年四月二日「大蔵委員会議事録第一二号」一三ページ）

〔注四〕 このような要請を徹底するならば、さらに曾祖父母と曾孫・曾々祖父母と曾々孫と進展することが考えられる。しかし、現実には祖父母と孫の関係についてその数が非常に少ないのであるから、それよりさらに進展した曾祖父母と曾孫の関係については、規定する実益が少ないと考える。

〔注五〕 年令については、昭和二五年当時の所得税法において合算対象親族の範囲を、「配偶者または子を有しない未成年の子または孫」と規定している。

〔注六〕 兵役について、西ドイツでは扶養控除の対象となる子女の基準として、「職業教育中に兵役に服している」ことを一つの基準としている。

（林大造「所得税の基本問題」五六ページ）

〔注七〕 所得の金額について、昭和三二年二月二日参議院大蔵委員会における提案理由の説明（塩崎潤）では、「九万円（当時の金額）」という目安は基礎控除と同額でございます。九万円ぐらいあるなら、子、孫につきましては、配偶者がなくても自分が勤労所得を有して、その勤労所得から株式を買い、あるいは不動産を買ったものと、まず見ていいじゃないか、という趣旨でございます。」と述べられています。

（官報昭和三二年三月二十五日「第三六回参議院大蔵委員会議事録第六号」）

〔注八〕 所得税法第九六条第一項第三号

〔注九〕 子が主たる所得者になる場合とは、父および母の所得が各々資産所得であり、かつ、子が資産所得のほかに資産所得以外の所得（金額は一〇万円以下）を有する場合である。

資産合算制度に関する一考察

〔注一〇〕 臨時税制調査会「最近の諸情勢に即応すべき税制改正の方策に関する諮問に対する答申」昭和三十一年二月、二〇九ページ

〔注一一〕 臨時税制調査会・前掲二二二ページ

〔注一二〕 この所得には、たとえば非営業貸金による利息収入、機械等の動産の賃貸しによる使用料、著作者以外の者が受ける著作権の使用料などがある。